

# 第3期米沢市 子ども・子育て支援事業計画



米沢市直江兼続マスコットキャラクター「かねたん」

～ 子どもの笑顔が輝くまち

はぐくみのさと米沢 ～

令和7年3月

米沢市

# 目次

第1章 計画策定の経緯	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 教育・保育提供区域の設定	2
4 人口推計の考え方	2
5 SDG s とのつながり	2
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題	3
1 人口・世帯・少子化の現状	3
(1) 総人口と年齢区分別人口の推移	3
(2) 出生数・出生率の推移	4
(3) 合計特殊出生率の推移	5
(4) 世帯の家族類型の推移	5
2 子どもたちの教育・保育の現状	6
(1) 就学前児童の保育所等利用率の推移	6
(2) 教育・保育施設の定員数と入所数の推移	7
(3) 待機児童数の推移	8
(4) 就学児童（小学生）の放課後児童クラブ利用の推移	9
3 子育て支援に関するアンケート調査報告（概要）	10
(1) アンケート調査の概要	10
(2) アンケート調査結果の概要	11
4 第2期計画の総括評価	33
基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します	33
基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します	35
基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します	42
基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します	45
5 取り組むべき課題	46
(1) 子どもの教育・保育事業の環境整備	46
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	46
(3) 切れ目のない子育て支援の推進	47
(4) 子育てと仕事の両立支援	47
第3章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本目標	48
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	49
基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します	49

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(1) 幼稚園 認定こども園 《1号認定》	4 9
(2) 保育所 認定こども園 《2号認定》	5 0
(3) 保育所 認定こども園 《3号認定》	5 1
基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します	5 3
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(1) 利用者支援事業	5 3
(2) 時間外保育（延長保育）事業	5 4
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	5 5
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）	5 6
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	5 7
(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （要保護児童等の支援に資する事業）	5 8
(7) 地域子育て支援拠点事業	5 9
(8) 一時預かり事業（幼稚園型・その他の一時預かり）	6 0
(9) 病児保育事業	6 1
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	6 2
(11) 妊婦健康診査事業	6 3
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	6 4
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （認定こども園特別支援教育・保育経費）	6 5
(14) 子育て世帯訪問支援事業	6 6
(15) 妊婦等包括相談支援事業	6 7
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	6 8
(17) 産後ケア事業	6 9
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	6 9
基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します	7 0
(1) 家庭と地域の教育力の向上	7 0
(2) 母と子の健康促進（健やか親子21）	7 1
(3) 子育てにかかる経済的負担の軽減	7 3
(4) 屋内の遊び場における子育て支援	7 4
基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します	7 6
(1) 子育てと仕事の両立支援	7 6
第5章 計画の推進	7 8
1 計画の進行管理と評価	7 8
2 計画の推進体制	7 8
資料編	7 9

# 第1章 計画策定の経緯

# 第1章 計画策定の経緯

## 1 計画策定の趣旨

少子化や核家族化の進展、共働き家庭の増加など、子育てをめぐる環境の変化に加え、近年は子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、複雑化する課題に対し社会全体として包括的に子どもを支える取組が必要となっています。

このような背景の中、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども基本法」が令和5年4月に施行されるとともに、こどもを誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔としてこども家庭庁が創設されました。

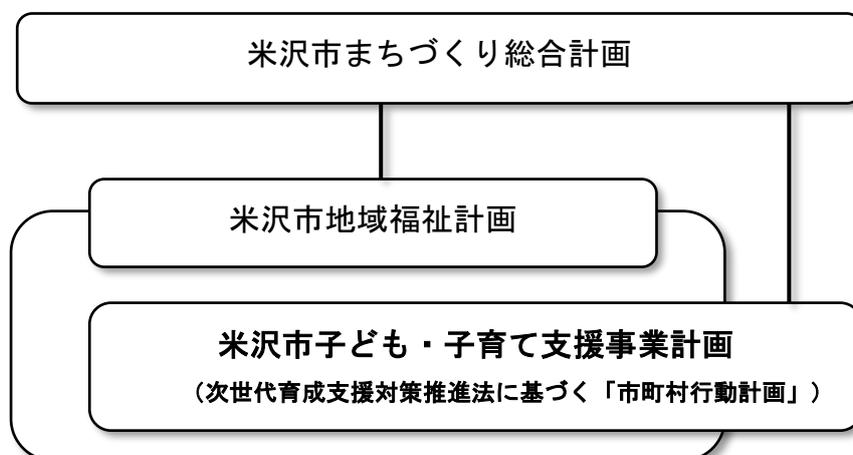
本市では平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、「米沢市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度）」、「第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）」を策定し、「安心して子育てができる米沢市」を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に展開してきました。

今般、第2期計画の計画期間が終了することに伴い、第2期計画の検証及びアンケート調査などから課題を整理し、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため、「子どもの最善の利益」が実現されるこどもまんなか社会を目指す考え方を基本とし、令和7年度を始期とする「第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 2 計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。

また、本計画は「米沢市まちづくり総合計画」「米沢市地域福祉計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることとし、子どもと子育てを取り巻く施策の総合的、一体的な推進を図ります。



計画の名称	開始年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
米沢市まちづくり総合計画	平成28年度	→						
米沢市まちづくり総合計画	令和8年度			→				
第3期米沢市地域福祉計画	令和2年度	→						
第4期米沢市地域福祉計画	令和7年度		→					
第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度	→						
第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画	令和7年度		→					

### 3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して設定することとされているものです。

本市では、自家用車による認可保育所の送迎が一般的であり、大多数の幼稚園では、通園バスによる広域での送迎を実施しており、区域を分けて考慮する必要がないと考えられることから、第2期計画における提供区域の設定を引き継ぎ、市全体を一つの教育・保育提供区域と定めることとします。

### 4 人口推計の考え方

人口推計は「コーホート変化率法」により令和3年から令和5年の住民基本台帳人口の実績をもとに推計しています。

「コーホート変化率法」は、各コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

本計画は、推計が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されないことから、この方法を用いて将来人口を推計しました。

### 5 SDGs とのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする国際目標で、「誰一人取り残さず、持続可能でよりよい世界を目指す」ことを基本理念としています。

本計画においてもその基本理念を踏まえ、様々な子育て支援施策について取り組みを推進します。なお、本計画において関連のあるSDGsの目標は次のとおりです。



## **第2章**

### **子どもと家庭を取り巻く現状と課題**

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 人口・世帯・少子化の現状

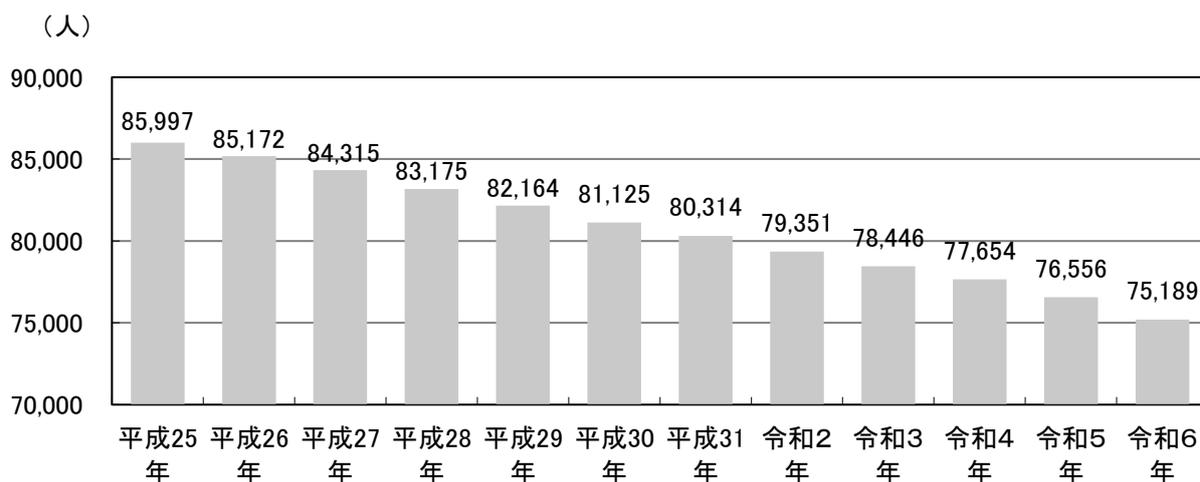
#### (1) 総人口と年齢区分別人口の推移

本市の人口は、平成25年から令和6年までの11年間で10,000人余りが減少しています。

年齢区分別人口では、65歳以上の老年人口は近年増加傾向にありますが、15歳から64歳の生産年齢人口と0歳から14歳の年少人口は、ともに減少しています。

年少人口は、平成25年の11,245人から令和6年では7,738人と31%近く減少しています。年少人口が総人口に占める割合も、平成25年の13.1%から令和6年は10.3%と2.8ポイント減少し、一方、老年人口は平成25年の26.9%から令和6年は33.1%と6.2ポイント増加し、少子高齢化が進行しています。

【総人口の推移】



※外国人含む 資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

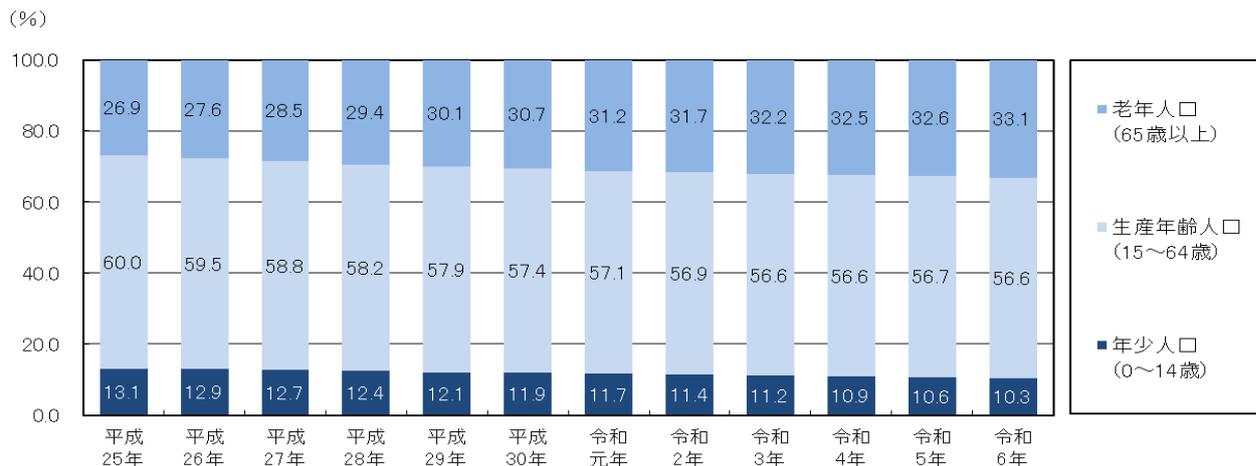
【年齢区分別人口の推移】

単位：人

年次	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	85,997	85,172	84,315	83,175	82,164	81,125	80,314	79,351	78,446	77,654	76,556	75,189
年少人口 (0~14歳)	11,245	10,970	10,674	10,314	9,921	9,665	9,381	9,031	8,770	8,457	8,116	7,738
生産年齢人口 (15~64歳)	51,585	50,689	49,614	48,399	47,542	46,574	45,844	45,124	44,368	43,943	43,400	42,505
老年人口 (65歳以上)	23,167	23,513	24,027	24,462	24,701	24,886	25,089	25,196	25,308	25,254	25,040	24,946

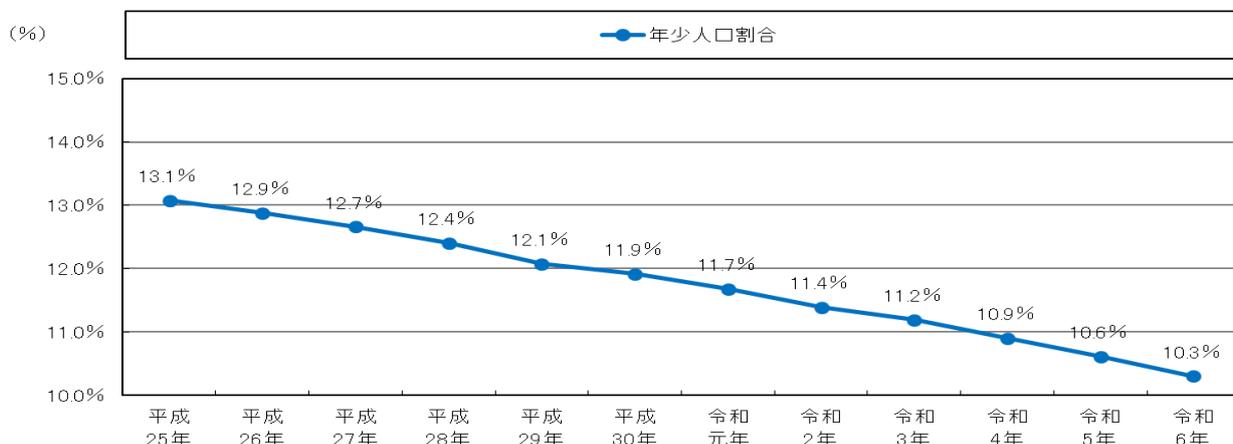
※外国人含む 資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

【年齢区分別人口割合の推移】



※外国人含む 資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

【年少人口割合の推移】

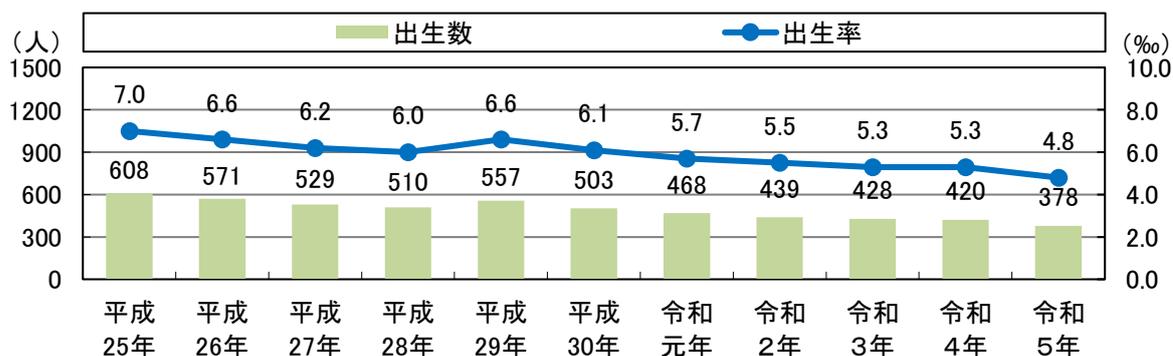


※外国人含む 資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

## (2) 出生数・出生率の推移

本市の令和5年の出生数は378人で、出生率（人口千人あたり）は4.8‰（パーミル）となっています。平成25年の出生数は608人で、出生率は7.0‰であり、本市においても少子化が進んでいます。

【出生数・出生率の推移】

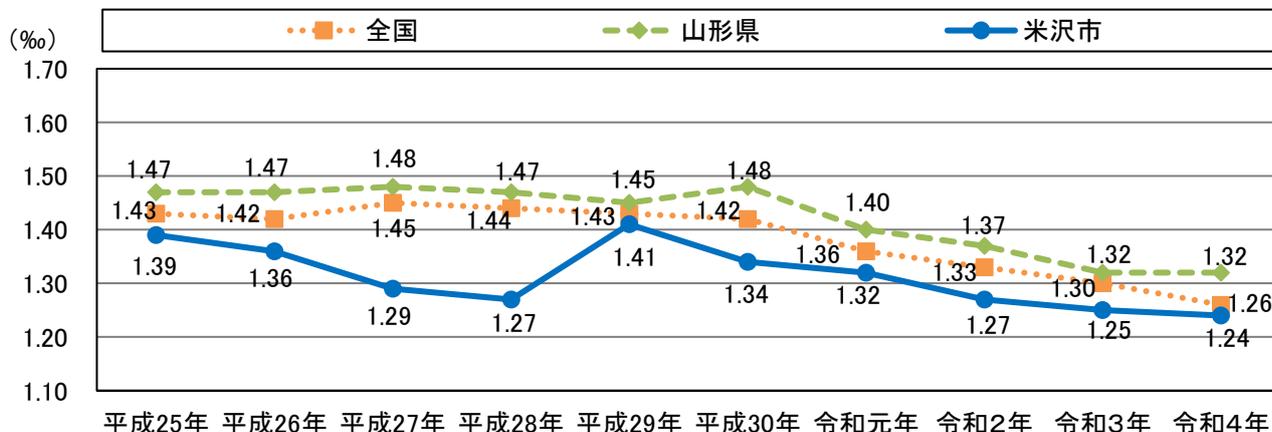


資料：少子化・次世代育成支援対策関係データ集（山形県）

### (3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）は、平成25年以降においては、平成29年の1.41をピークとし減少傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移】



資料：山形県統計年鑑、山形県保健福祉統計年報（人口動態統計）

### (4) 世帯の家族類型の推移

国勢調査による家族類型別世帯数の推移をみると、核家族世帯数は、平成17年では14,392世帯でしたが、令和2年では、15,178世帯と786世帯増加し、総世帯数の46.0%を占めています。また、3世代同居の割合も平成17年では総世帯の19.3%でしたが、令和2年では11.4%と7.9ポイント減少しています。このことから本市でも核家族化が進んでいることがうかがえます。

【家族類型別世帯数の推移（一般世帯）】

年次	総数（世帯）	親族世帯（世帯）	うち核家族世帯（世帯）		非親族世帯（世帯）	単独世帯（世帯）
			うち核家族世帯（世帯）	うち3世代世帯（世帯）		
平成17年	33,130	22,401	14,392	6,396	89	10,640
		67.6%	43.4%	19.3%	0.3%	32.1%
平成22年	32,920	21,970	14,748	5,541	209	10,733
		66.7%	44.8%	16.8%	0.6%	32.6%
平成27年	32,894	21,533	15,261	4,667	199	11,142
		65.5%	46.4%	14.2%	0.6%	33.9%
令和2年	33,013	20,488	15,178	3,750	243	12,273
		62.1%	46.0%	11.4%	0.7%	37.2%
【参考：山形県】 令和2年	396,792	280,814	202,342	55,238	2,828	112,791
		70.8%	51.0%	13.9%	0.7%	28.4%
【参考：全国】 令和2年	55,704,949	33,889,589	30,110,571	2,337,703	504,198	21,151,042
		60.8%	54.1%	4.2%	0.9%	38.0%

資料：国勢調査

※総数に世帯「不詳」を含む。

## 2 子どもたちの教育・保育の現状

### (1) 就学前児童の保育所等利用率の推移

令和6年度の就学前児童数は2,541人で、令和2年度の3,046人と比較して505人減少しています。一方、保育所等の施設の利用率は、令和2年度の86.41%から令和6年度の86.82%と0.41ポイント増加しています。

【令和2年度 施設別入所人数・利用率】

年齢区分	就学前児童数(人)	特定教育・保育施設別人数(人)					特定教育・保育施設以外の施設別人数(人)			計(人)	施設利用率(%)
		保育所	認定こども園	小規模保育事業	施設型給付を受ける幼稚園	市外委託保育所等(認定こども園含む)	私学助成を受ける幼稚園	認可外保育施設(事業所内保育所含む)	児童センター		
0歳児	446	158	32	9	0	3	0	9	0	211	47.31
1歳児	499	267	80	18	0	3	0	39	0	407	81.56
2歳児	541	270	100	7	0	4	0	45	4	430	79.48
小計	1,486	695	212	34	0	10	0	93	4	1,048	70.52
3歳児	479	214	202	0	20	8	16	23	7	490	102.30
4歳児	544	230	251	0	28	9	15	6	10	549	100.92
5歳以上児	537	212	250	0	34	5	18	13	13	545	101.49
小計	1,560	656	703	0	82	22	49	42	30	1,584	101.54
計	3,046	1,351	915	34	82	32	49	135	34	2,632	86.41

資料：子育て支援課（4月1日現在）

※施設別入所人数(人)には市外児童も含む。就学前児童数は市内児童数のため、施設利用率が100%を超えることがある。

【令和6年度 施設別入所人数・利用率】

年齢区分	就学前児童数(人)	特定教育・保育施設別人数(人)					特定教育・保育施設以外の施設別人数(人)			計(人)	施設利用率(%)
		保育所	認定こども園	小規模保育事業	施設型給付を受ける幼稚園	市外委託保育所等(認定こども園含む)	私学助成を受ける幼稚園	認可外保育施設(事業所内保育所含む)	児童センター		
0歳児	345	100	34	5	0	3	0	6	0	148	42.90
1歳児	424	226	82	11	0	3	0	18	0	340	80.19
2歳児	405	216	89	10	0	2	0	24	0	341	84.20
小計	1,174	542	205	26	0	8	0	48	0	829	70.61
3歳児	444	201	207	0	31	4	0	3	0	446	100.45
4歳児	459	207	211	0	23	4	0	14	0	459	100.00
5歳以上児	464	216	219	0	29	3	0	5	0	472	101.72
小計	1,367	624	637	0	83	11	0	22	0	1,377	100.73
計	2,541	1,166	842	26	83	19	0	70	0	2,206	86.82

資料：子育て支援課（4月1日現在）

※施設別入所人数(人)には市外児童も含む。就学前児童数は市内児童数のため、施設利用率が100%を超えることがある。

## (2) 教育・保育施設等の定員数と入所数の推移

1号認定の入所率について、令和6年は74.2%であり定員より入所児童数が下回っています。一方、2号認定は定員より入所児童数が上回っています。これは、利用定員の弾力化により、最低基準を確保した上で児童の受け入れを実施していることによります。3号認定は、令和3年度までは定員より入所児童数が上回っていましたが、令和4年度以降は定員より下回っています。

市内の私立幼稚園は、平成27年度には9園ありましたが、認定こども園への移行が進み、令和6年度現在で2園となっています。また、認定こども園については、令和6年度現在で幼稚園型2園、幼保連携型5園の合計7園となっています。

3歳未満のお子さんの受け入れ先として、認可保育所や認定こども園のほかに、小規模保育事業所2園と企業主導型保育事業所（地域枠のある事業所）1園があります。

【1号認定（満3歳以上の教育認定）及び幼稚園の定員数と入所児童数の推移】

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用定員（確認を受けない幼稚園は認可定員）		515	500	480	320	299
1号認定	特定教育・保育施設（認定こども園）	245	230	210	200	179
	確認を受けた幼稚園	120	120	120	120	120
確認を受けない幼稚園		150	150	150	0	0
入所児童数		316	306	277	252	222
1号認定	特定教育・保育施設（認定こども園）	201	178	172	153	139
	確認を受けた幼稚園	82	94	95	99	83
確認を受けない幼稚園（5月1日現在）		33	34	10	0	0
入所率（入所児童数／利用定員）		61.4%	61.2%	57.7%	78.8%	74.2%

※市外児童含む 資料：子育て支援課 各年4月1日現在

【2号認定（満3歳以上の保育認定）の定員数と入所児童数の推移】

単位：人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用定員		1,171	1,156	1,135	1,145	1,121
2号認定	特定教育・保育施設（認定こども園）	629	629	619	614	616
	特定教育・保育施設（認可保育所）	542	527	516	531	505
入所児童数		1,152	1,163	1,149	1,178	1,122
2号認定	特定教育・保育施設（認定こども園）	505	517	510	525	498
	特定教育・保育施設（認可保育所）	647	646	639	653	624
入所率（入所児童数／利用定員）		98.4%	100.6%	101.2%	102.9%	100.1%

※市外児童含む 資料：子育て支援課 各年4月1日現在

【3号認定（3歳未満児の保育認定）及び企業主導型保育事業所の定員数と入所児童数の推移】

単位：人

		令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
利用定員		862	862	888	873	882
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設 (認定こども園)	28	28	31	31	43
	特定教育・保育施設 (認可保育所)	178	178	180	175	173
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設 (認定こども園)	153	153	171	171	170
	特定教育・保育施設 (認可保育所)	438	438	441	431	431
3号認定 (特定地域型保育事業（小規模保育事業）)		35	35	35	35	35
企業主導型保育事業所 (地域枠のある事業所)		30	30	30	30	30
入所児童数		969	913	849	813	801
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設 (認定こども園)	32	30	29	29	34
	特定教育・保育施設 (認可保育所)	158	137	123	109	100
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設 (認定こども園)	174	164	162	171	171
	特定教育・保育施設 (認可保育所)	529	505	494	455	442
3号認定 (特定地域型保育事業（小規模保育事業）)		34	35	28	24	26
企業主導型保育事業所 (地域枠のある事業所)		42	42	13	25	28
入所率（入所児童数／利用定員）		112.4%	105.9%	95.6%	93.1%	90.8%

※市外児童含む 資料：子育て支援課 各年4月1日現在

### （3）待機児童数の推移

本市の待機児童数は、各年4月1日時点でみると、令和元年に1人となりましたが以降は0人と推移してきました。年度途中からの入所希望に対しても、各年10月1日時点でみると、令和3年には0人となり、令和5年に1人となりましたが令和6年には0人となっています。

【認可保育所待機児童数】

単位：人

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	1	0	0	0	0	0
10月	33	8	0	0	1	0

資料：子育て支援課

#### (4) 就学児童（小学生）の放課後児童クラブ利用の推移

令和6年5月1日現在の小学校児童数3,217人のうち放課後児童クラブに登録している児童数は1,304人で、登録率は40.5%となっています。学年別にみると、小学校1・2・3年生の登録率が高く、それぞれ5割以上となっています。また、登録児童の学年別の割合でも1・2年生で全体の44.8%と、大部分を占めています。

令和2年と令和6年を比べると、児童数は3,896人から3,217人と679人減少していますが、登録率は34.3%から40.5%と6.2ポイント増加しています。

【令和6年 放課後児童クラブ登録児童数・登録率】

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校児童数（単位：人）	528	459	520	539	591	580	3,217
登録児童数（単位：人）	320	265	264	198	153	104	1,304
登録率	60.6%	57.7%	50.8%	36.7%	25.9%	17.9%	40.5%

資料：子育て支援課 令和6年5月1日現在

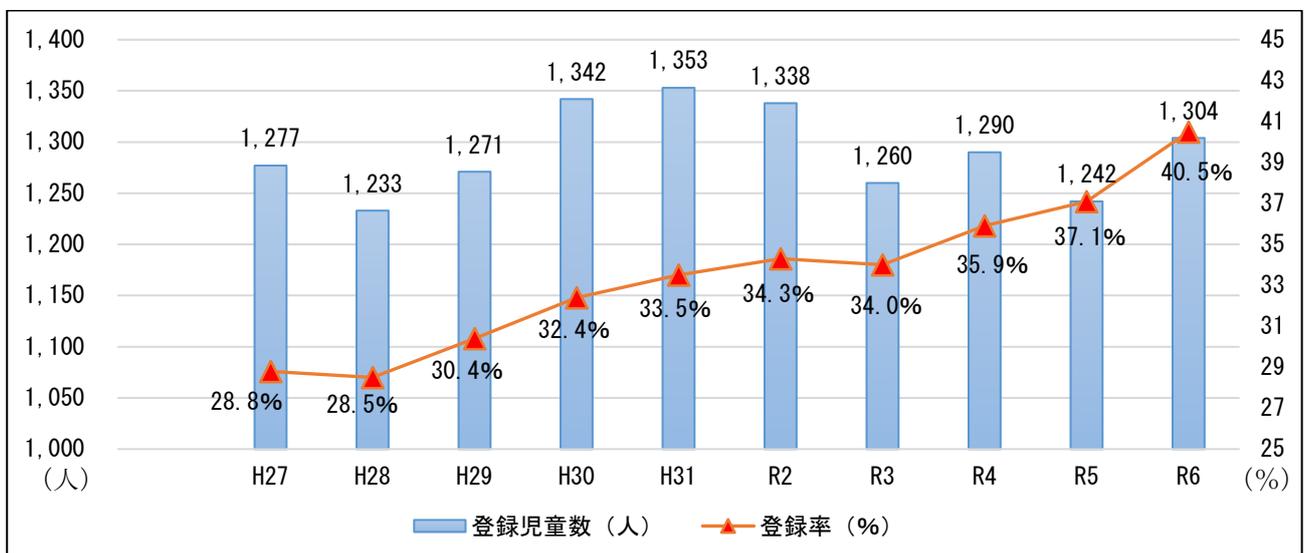
【放課後児童クラブ（学童保育所）クラブ数・登録児童数の推移】

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
設置学区数	16	16	16	16	16	16	15	15	14	14
クラブ数	31	34	35	36	36	40	40	40	38	38
児童数（人）①	4,428	4,319	4,180	4,148	4,033	3,896	3,708	3,590	3,352	3,217
定員（人）③	1,349	1,473	1,545	1,547	1,573	1,683	1,675	1,671	1,581	1,587
登録児童数（人）②	1,277	1,233	1,271	1,342	1,353	1,338	1,260	1,290	1,242	1,304
登録率（②/①）	28.8%	28.5%	30.4%	32.4%	33.5%	34.3%	34.0%	35.9%	37.1%	40.5%
入所率（②/③）	94.7%	83.7%	82.3%	86.7%	86.0%	79.5%	75.2%	77.2%	78.6%	82.2%

※②は、国の基準制定により平成27年から平均の登録児童数とする。

資料：子育て支援課 各年5月1日現在

【放課後児童クラブ（学童保育所）登録児童数・登録率の推移】



### 3 子育て支援に関するアンケート調査報告（概要）

#### （1）アンケート調査の概要

##### 【目的】

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間とする「米沢市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、子育てしやすい環境づくりのための諸施策を総合的に推進してきました。

今回、令和7年度から始まる次期計画を策定するにあたり、子育てしている家庭の現状とニーズを的確に把握・分析し、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

##### 【調査期間】

令和6年6月14日から7月1日まで

##### 【実施方法】

種類	調査対象者	配布・回収方法	配布数	回収数	回収率
就学前児童	就学前児童の保護者	郵送による配布・回収 Webによる回収	1,500件	729件	48.6%
小学生	小学生児童の保護者	郵送による配布・回収 Webによる回収	1,500件	795件	53.0%

##### 【調査内容】

- ① 保護者の属性
- ② 子育て環境について
- ③ 保護者の就労状況について
- ④ 育児休業の取得について
- ⑤ 平日の定期的な教育・保育事業の利用について
- ⑥ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について
- ⑦ 放課後の過ごし方について
- ⑧ 病気の際の対応について
- ⑨ 子育て支援事業の不定期な利用や、宿泊を伴う事業の利用状況について
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業の利用状況について
- ⑪ ファミリー・サポート・センター事業について
- ⑫ 理想的な子どもの人数について
- ⑬ 米沢市の子育て環境について
- ⑭ 子育ての環境や支援に関する意見について

## (2) アンケート調査結果の概要

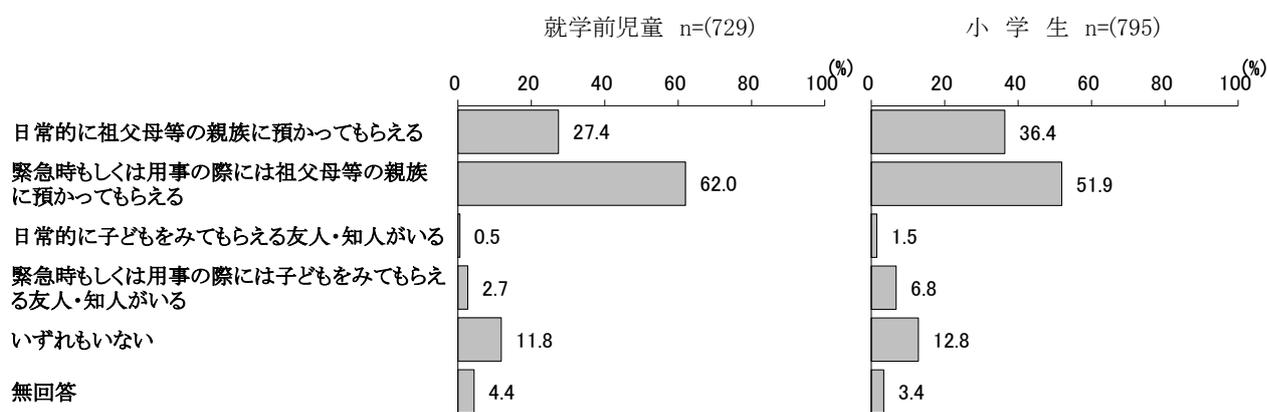
### ① 保護者の属性について

子育てを主に行っている人は、就学前児童、小学生ともに「父母共に」が最も多く、就学前児童では前回調査より16.1ポイント増加し67.6%、「主に母親」は10.6ポイント減少し28.8%となっています。

### ② 子育て環境について

子どもを日常的に預かってもらえる人の有無については、就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」に依頼との回答が多くありましたが、前回調査と比べほぼ変わりはありませんでした。

【日常的に子どもを預かってもらえる人の有無】

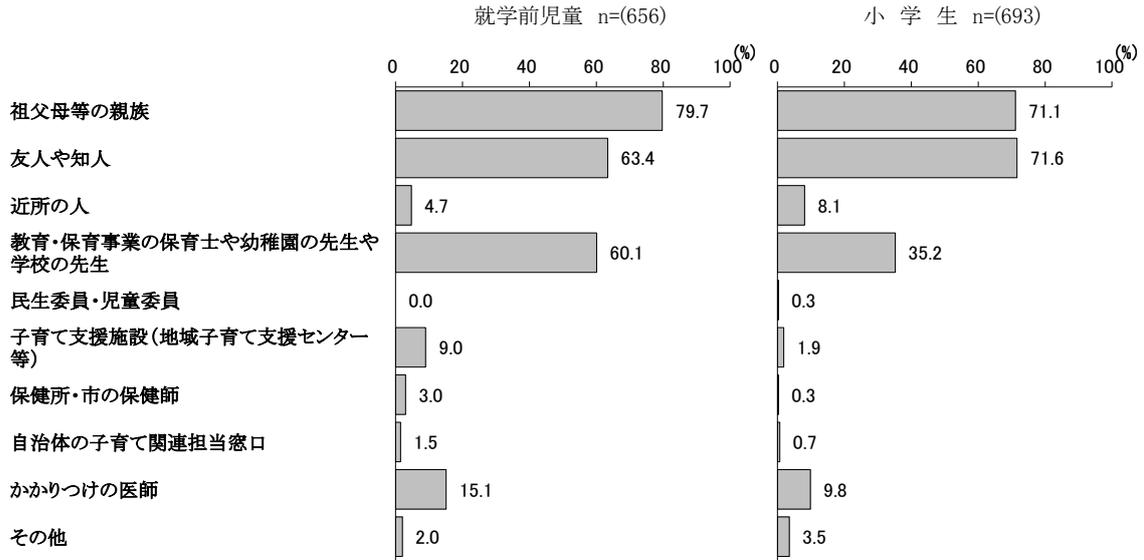


### ③ 子育てや教育についての相談先の有無・相談先

子育てや教育についての相談先の有無をみると、ほとんどの方が「いる／ある」（就学前児童90.0%、小学生87.2%）と回答しています。

相談先をみると、「祖父母等の親族」、「友人や知人」、「教育・保育事業の保育士や幼稚園の先生や小学校の先生」が上位3項目となっています。

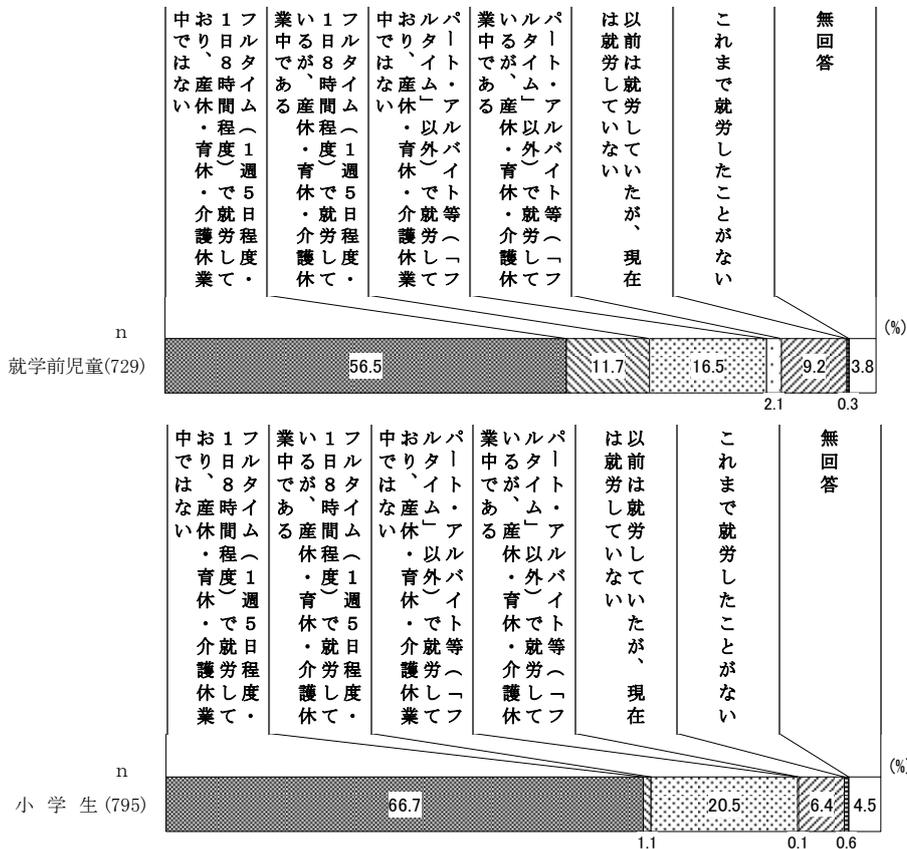
### 【子育てや教育についての相談先】



#### ④ 母親の就労状況について

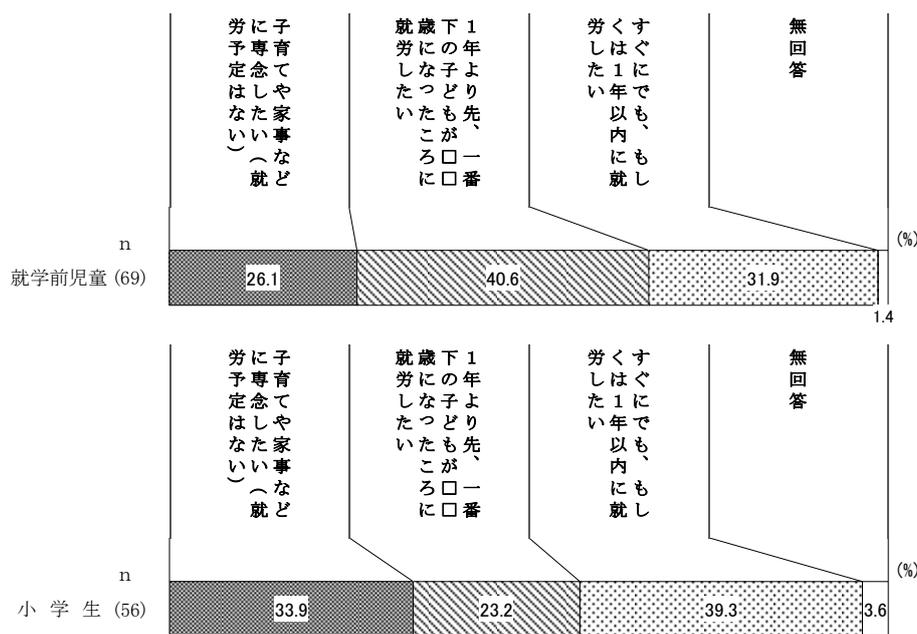
母親の現在の就労状況をみると、就学前児童でフルタイムとパートタイムを合わせ 86.8%と前回の調査と比べ6ポイント増加しています。小学生でも同様にフルタイムとパートタイムで88.4%と前回調査より4.4ポイント増加しています。これは国が定める女性の就労率80%の水準での見込みの量の算出に到達している状況です。

### 【母親の現在の就労状況】



現在は就労していないまたは就労したことがない母親の今後の就労希望をみると、前回は就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も多かったのが（前回調査：38.9%、今回調査：31.9%）、今回の調査では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が最も多くなり（前回調査：31.0%、今回調査：40.6%）、小学生では前回「子育てや家事に専念したい」が最も多かったのが（前回調査：40.6%、今回調査：33.9%）、今回は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も多くなっています（前回調査：31.3%、今回調査：39.3%）。

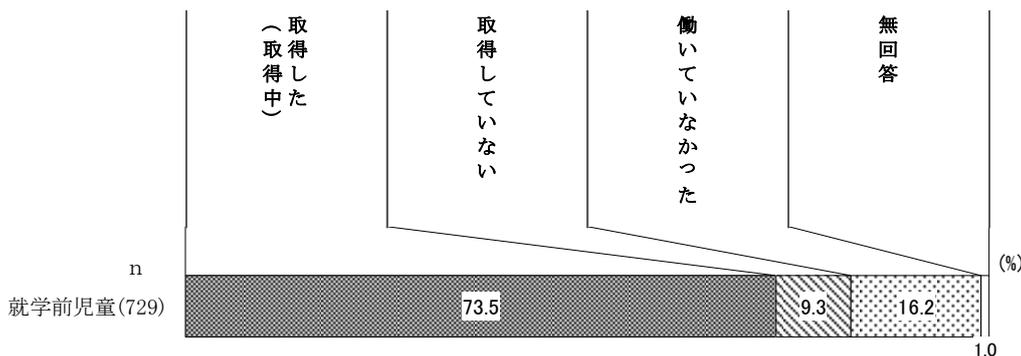
【母親の今後の就労希望】



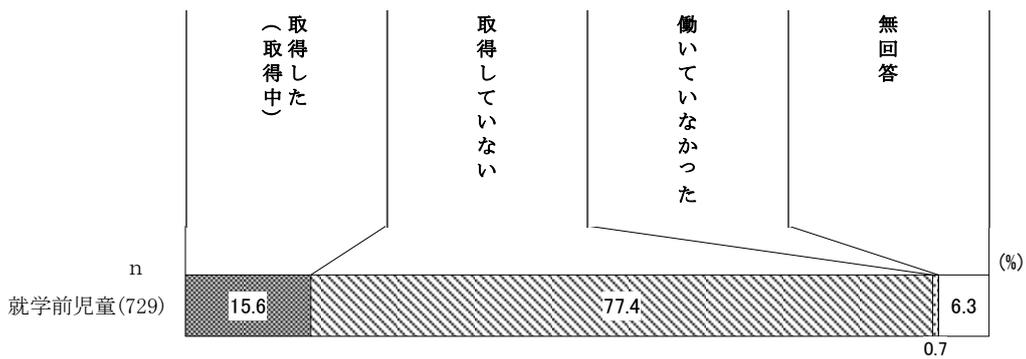
⑤ 育児休業の取得について

育児休業の取得をみると、前回調査に比べ母親・父親ともに大きく増加しています。母親で「取得した」割合は73.5%で、前回調査と比べ16.4ポイント増加しています。父親の「取得した」割合は15.6%と母親と比べ依然低い状況であります、前回調査の4.9%と比べ10.7ポイント増加しています。

【母親の育児休業取得の有無】

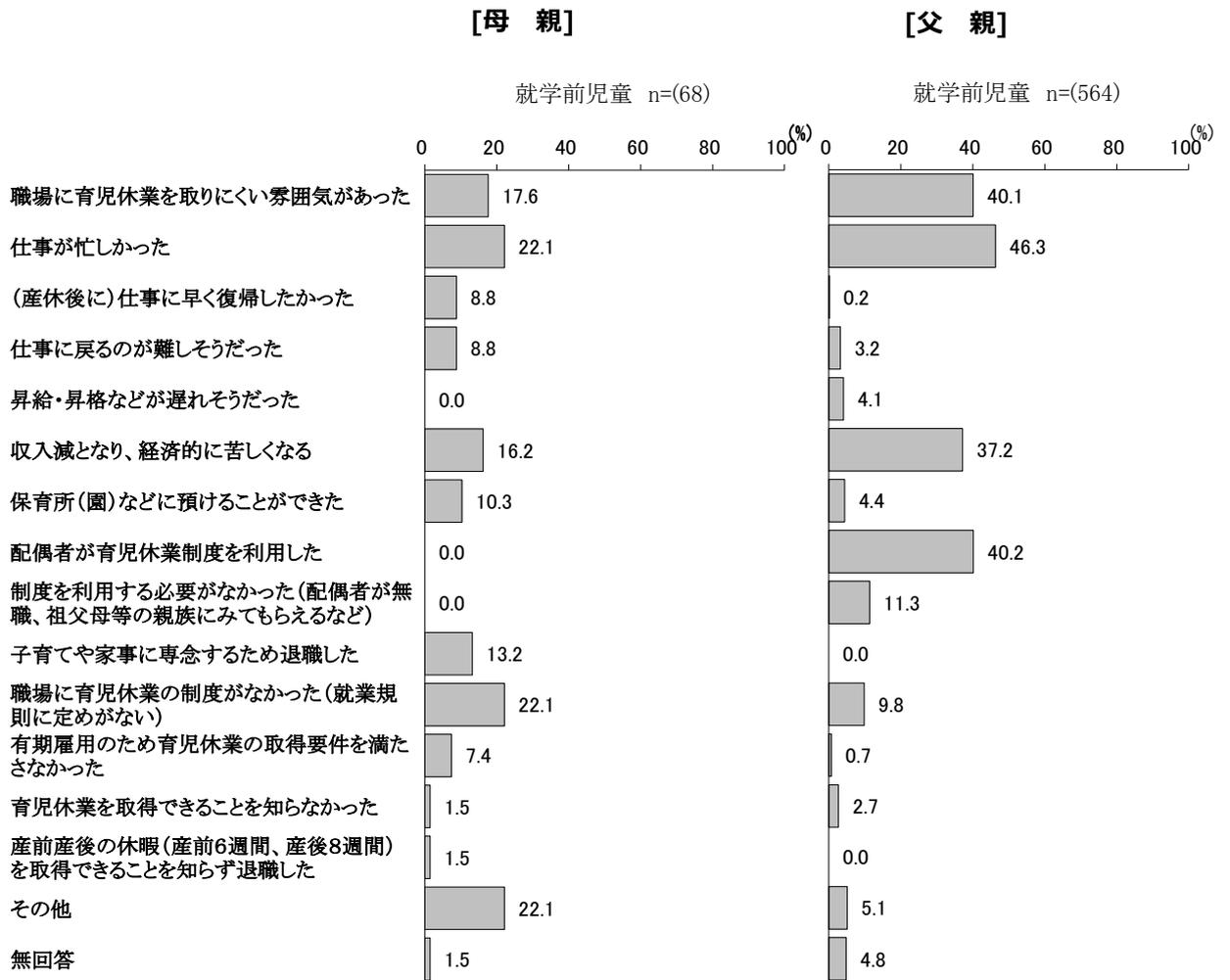


### 【父親の育児休業取得の有無】



育児休業を取得していない理由をみると、母親・父親ともに「仕事が忙しかった」が最も多くなっていますが、以下の順位は両者で違いがみられます。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」については、母親は22.1%から17.6%と4.5ポイント減少しているのに対し、父親は29.7%から40.1%と10.7ポイント増加しています。

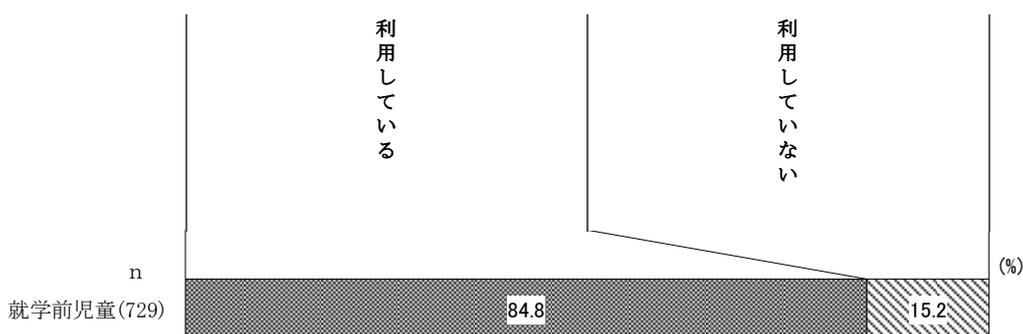
### 【育児休業を取得していない理由】



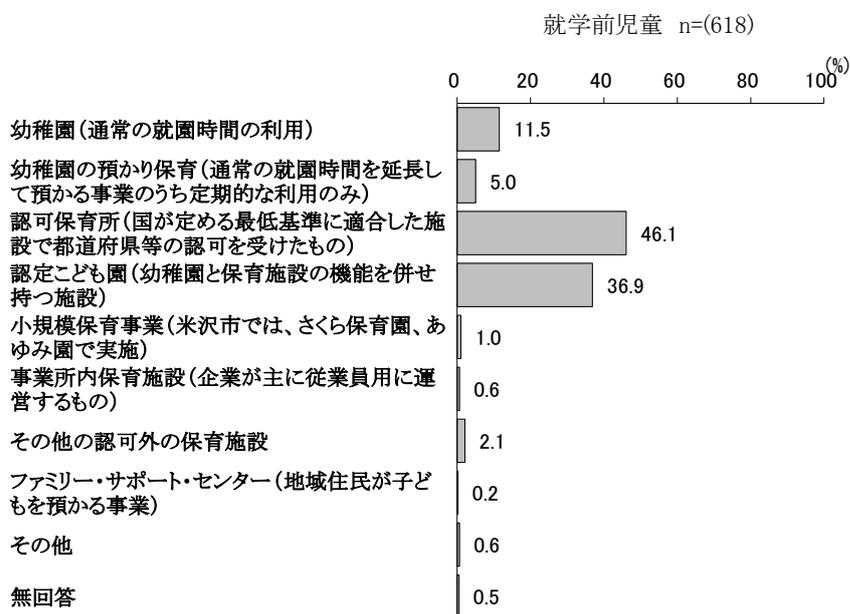
## ⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

84.8%の人が定期的な教育・保育事業を利用しており、最も多いのは「認可保育所」の46.1%、次いで「認定こども園」の36.9%となっています。また、利用したい教育・保育事業は、前回調査では「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園」の順だったのが今回調査では「認定こども園」、「認可保育所」、「幼稚園」の順となっています。

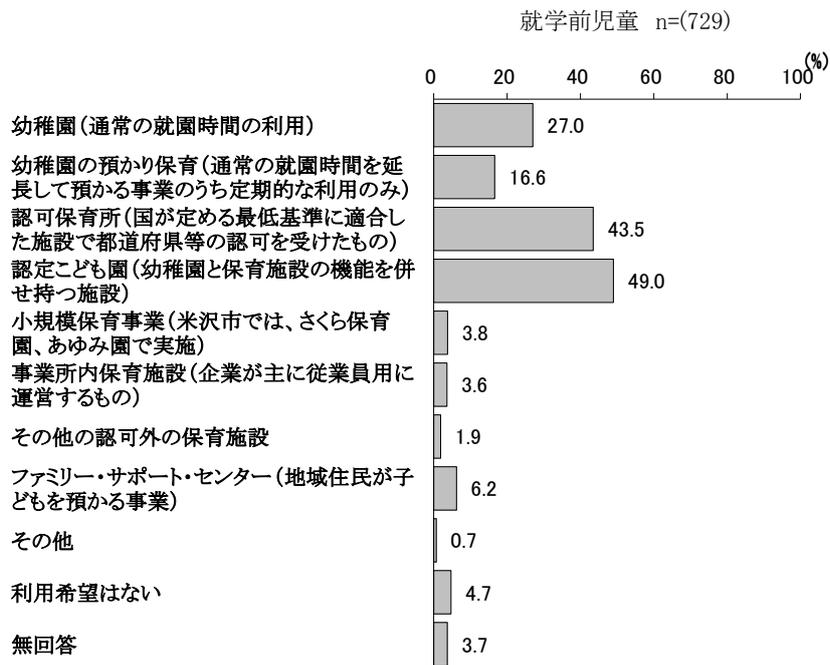
【定期的な教育・保育事業利用の有無】



【利用している教育・保育事業】



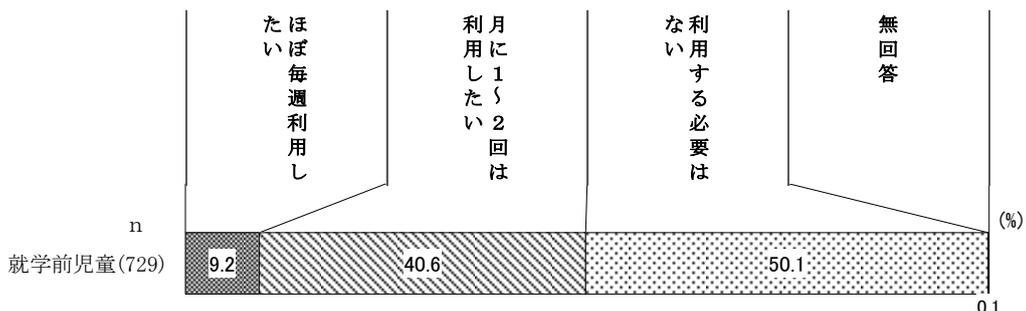
**【定期的に利用したい教育・保育事業】**



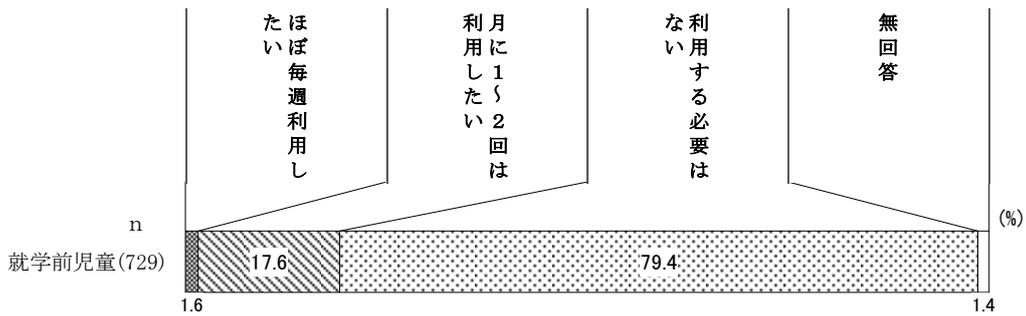
**⑦ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について**

土曜日の定期的な事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」(9.2%)、「月に1~2回利用したい」(40.6%)と、利用希望は49.8%となっています。一方「利用する必要はない」は50.1%となっています。日曜日・祝日の定期的な事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」(1.6%)、「月に1~2回利用したい」(17.6%)と利用希望は19.2%と土曜日と比べると大きく減少しています。土曜・休日の利用したい理由については、「月に数回仕事が入るため」(72.4%)が最も多くなっています。利用希望、利用したい理由とも前回調査とほぼ変わらない結果となっています。

**【土曜日の定期的な事業の利用希望】**

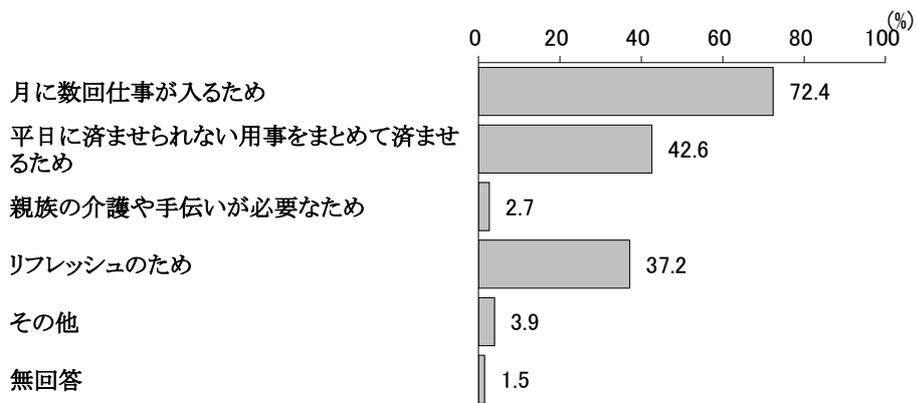


【日曜日・祝日の定期的な事業の利用希望】



【土曜日・日曜日・祝日にたまに利用したい理由】

就学前児童 n=(333)



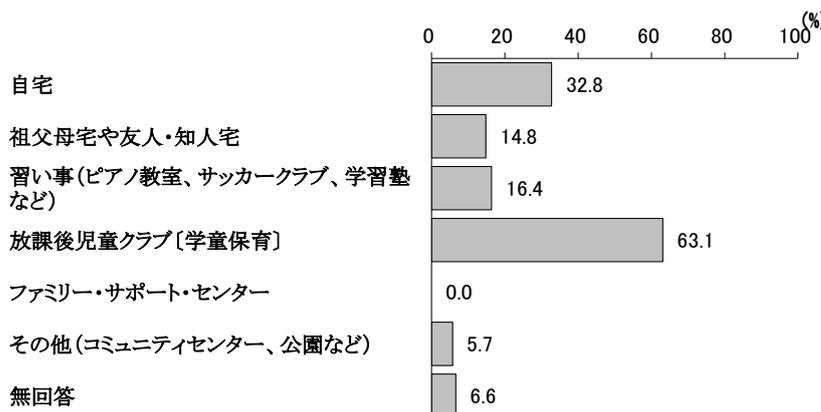
⑧ 放課後の過ごし方について

《就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方の希望》

5歳以上の就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年時では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が63.1%と最も多く、ついで「自宅」、「習い事」となっています。高学年時は、「自宅」が49.2%、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が38.5%となっています。それぞれの希望日数をみると、低学年時は「放課後児童クラブ〔学童保育〕」で週5日を過ごさせたいとの希望が89.6%、高学年時は78.7%と高い割合になっています。

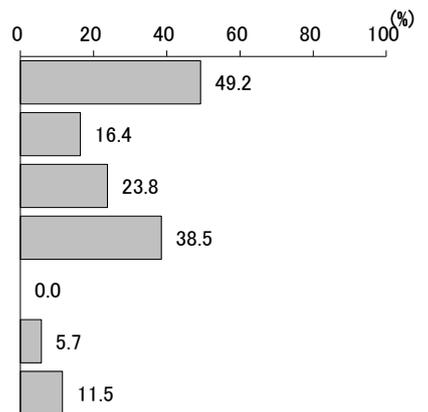
【低学年時の過ごし方の希望】

就学前児童 n=(122)

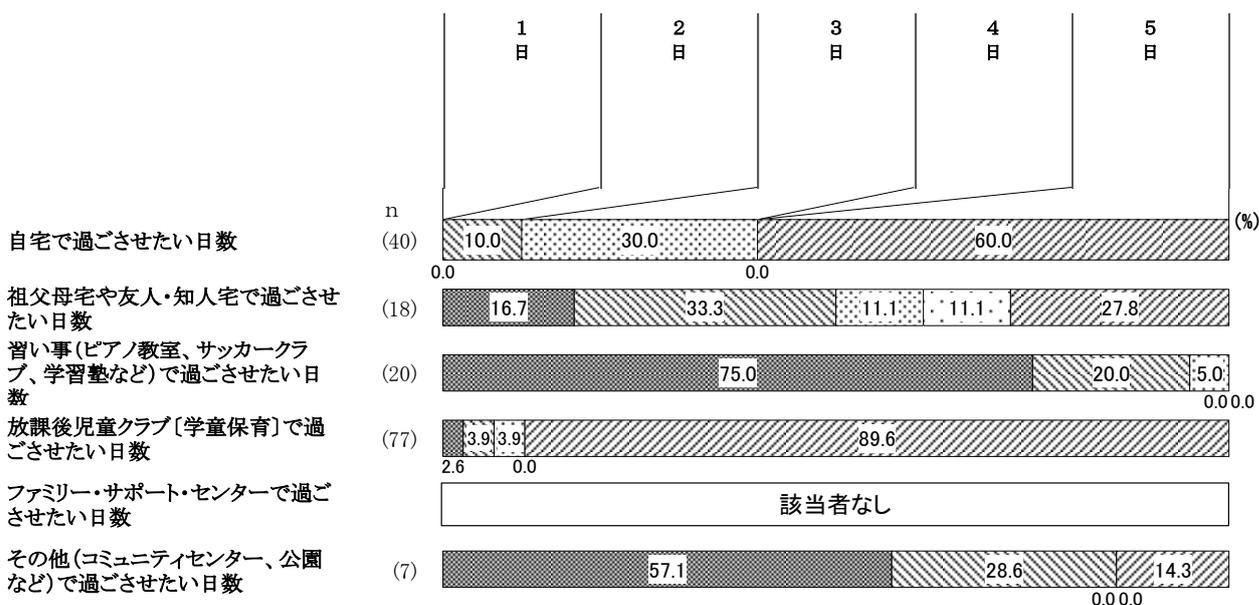


【高学年時の過ごし方の希望】

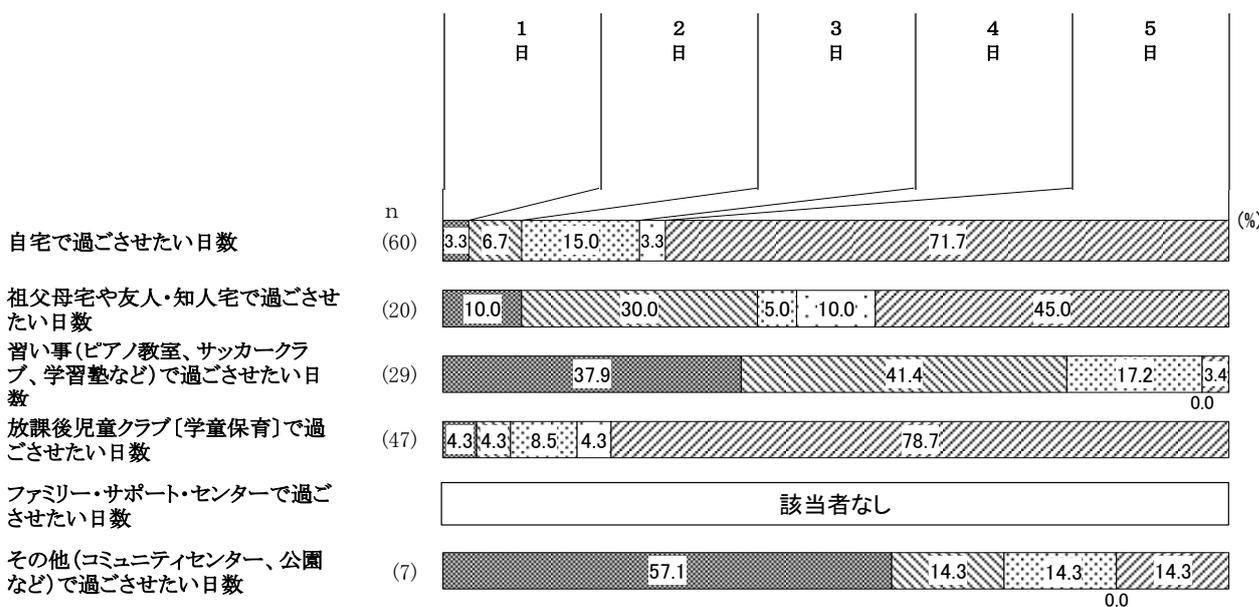
就学前児童 n=(122)



**【低学年時の希望日数】**



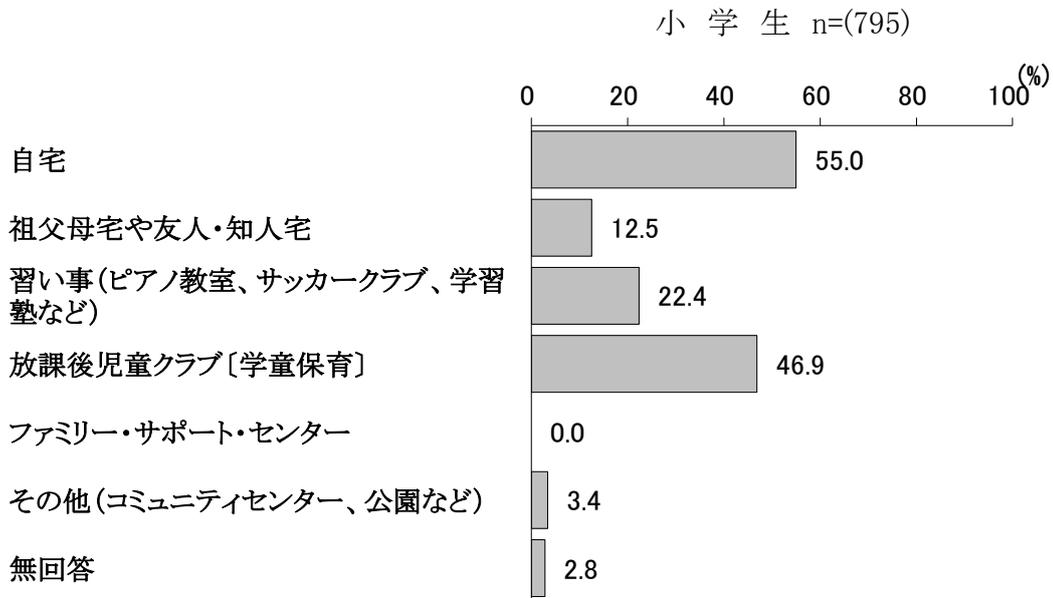
**【高学年時の希望日数】**



《現在の放課後の過ごし方》

小学生の現在の放課後の過ごし方をみると、「自宅」（55.0%）が最も多く、以下「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（46.9%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（22.4%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（12.5%）となっています。

【現在の放課後の過ごし方】

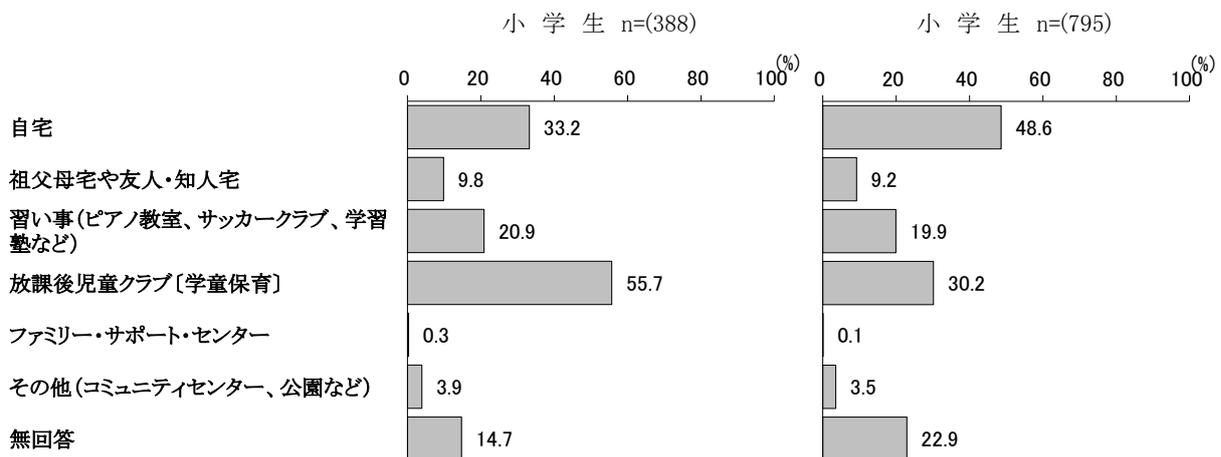


《今後の放課後の過ごし方の希望》

小学生の今後の過ごし方の希望をみると、低学年時では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（55.7%）が最も多く、次いで「自宅」（33.2%）となっています。高学年時では、「自宅」の48.6%が最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（30.2%）となっています。「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合は前回調査と比べ、低学年時で16.6ポイント増加し、高学年時で9.9ポイント増加しています。

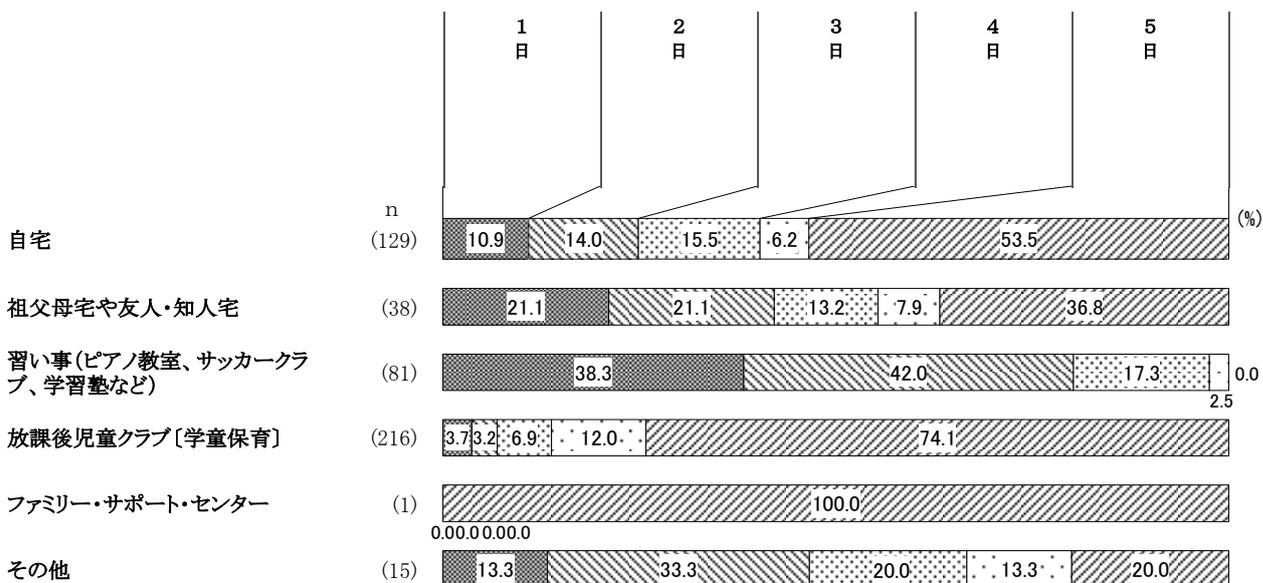
【低学年時の過ごし方の希望】

【高学年時の過ごし方の希望】

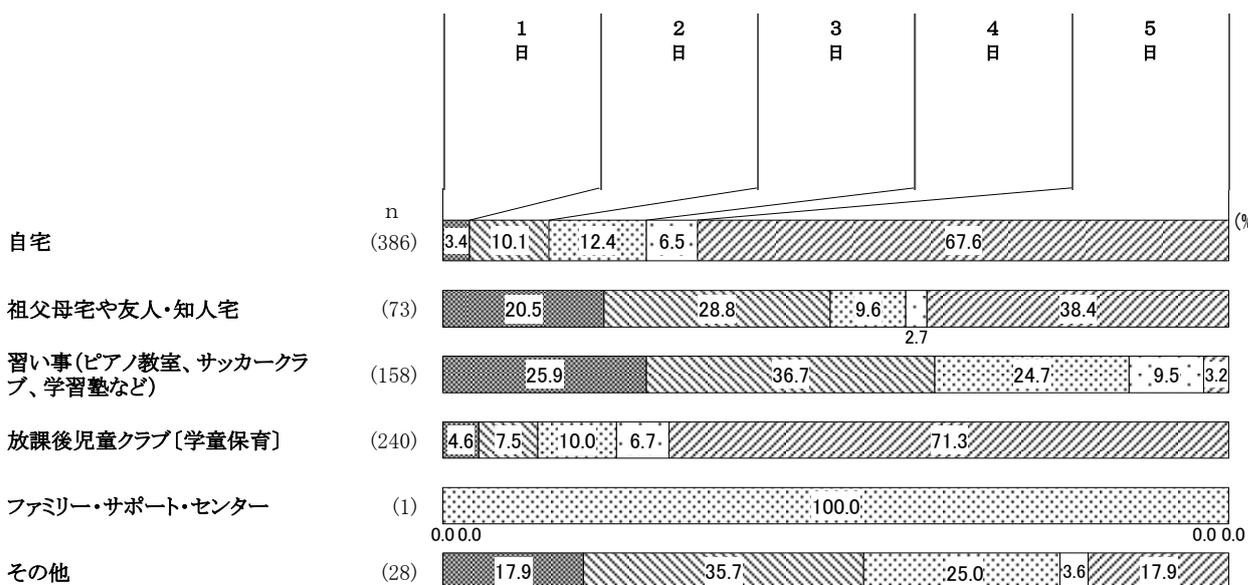


今後の希望日数をみると、1週間あたりの「5日」が多いのは「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（低学年時74.1%、高学年時71.3%）、「自宅」（低学年時53.5%、高学年時67.6%）となっています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」は「1日」や「2日」が多くなっています。

### 【今後の希望日数 [低学年時]】



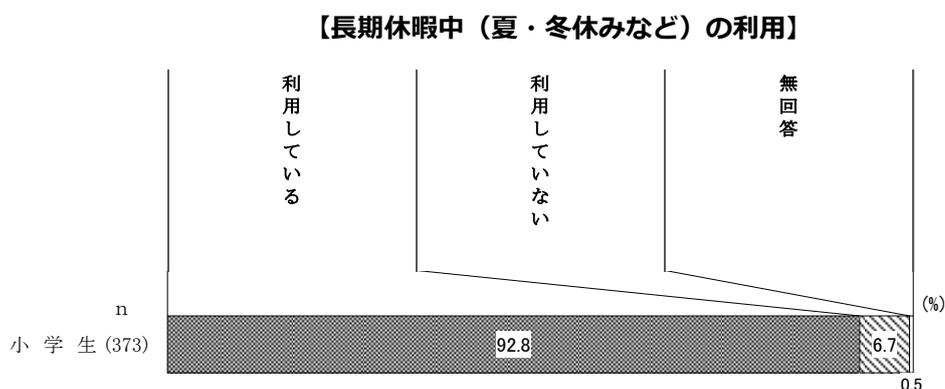
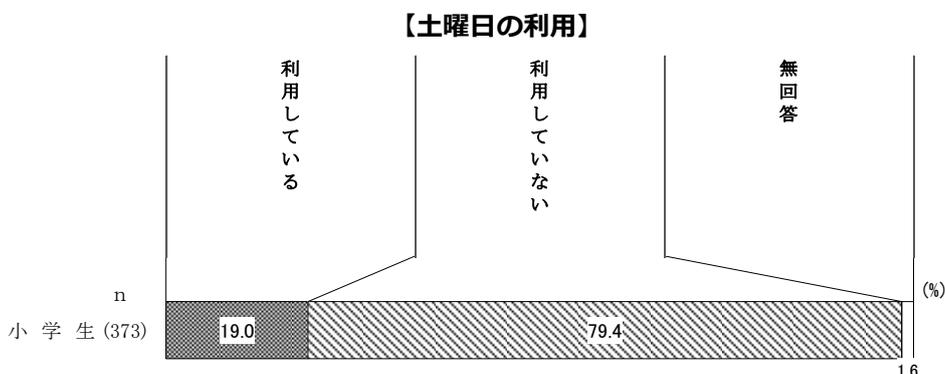
### 【今後の希望日数 [高学年時]】



### ⑨ 土曜日・日曜日・祝日・長期休暇中の放課後児童クラブの利用について

#### 《利用状況》

放課後児童クラブの土曜日の利用状況をみると、「利用している」は19.0%で前回調査より12ポイント減少しています。長期休暇中の利用状況では、92.8%が「利用している」と回答しています。

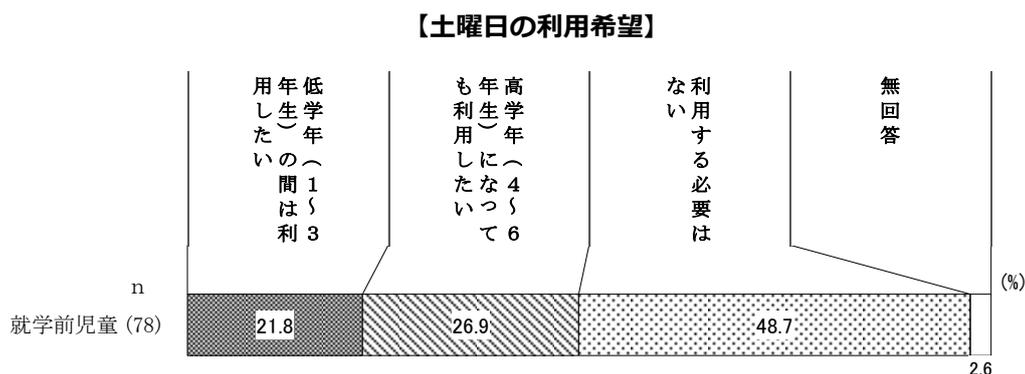


#### 《利用希望》

土曜日の放課後児童クラブの利用希望をみると、就学前児童、小学生とも「利用する必要がない」（就学前児童48.7%、小学生64.4%）が最も多くなっています。

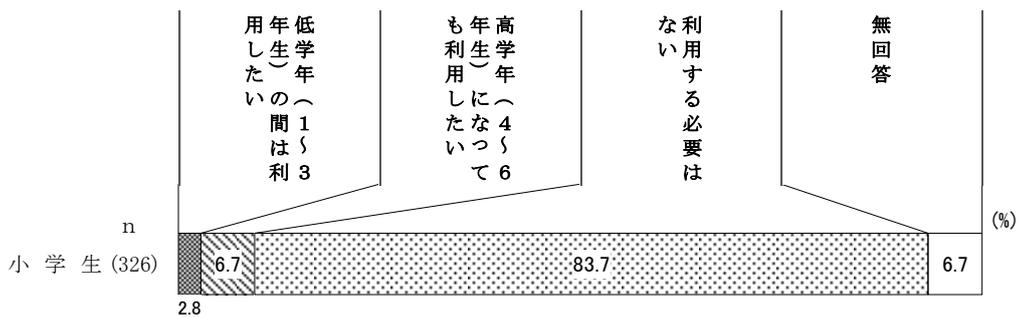
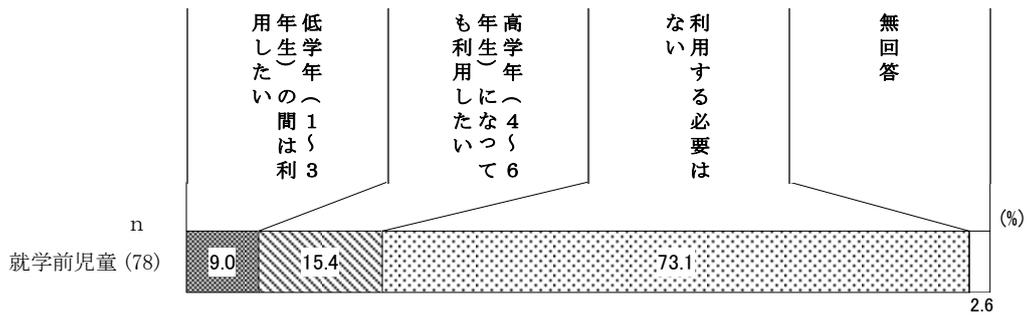
日曜日・祝日の利用希望をみると、就学前児童、小学生とも「利用する必要がない」（就学前児童73.1%、小学生83.7%）が最も多くなっています。

長期休暇中の利用希望をみると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（就学前児童44.9%、小学生19.9%）、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」（就学前児童50.0%、小学生70.2%）を合わせた“利用したい”は就学前児童では94.9%、小学生では90.1%となっており、土曜日に比べてニーズが高くなっています。

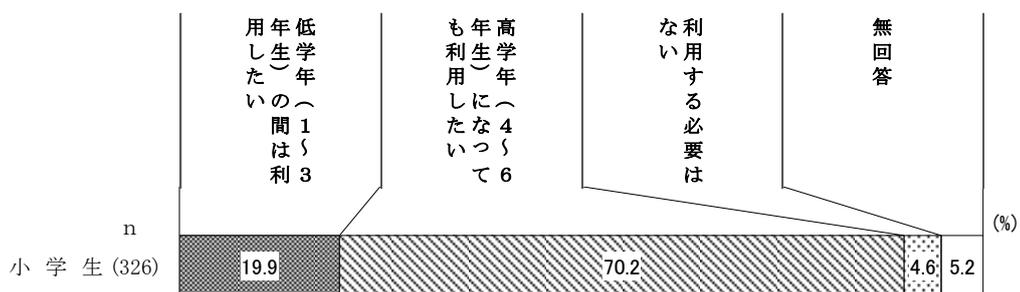
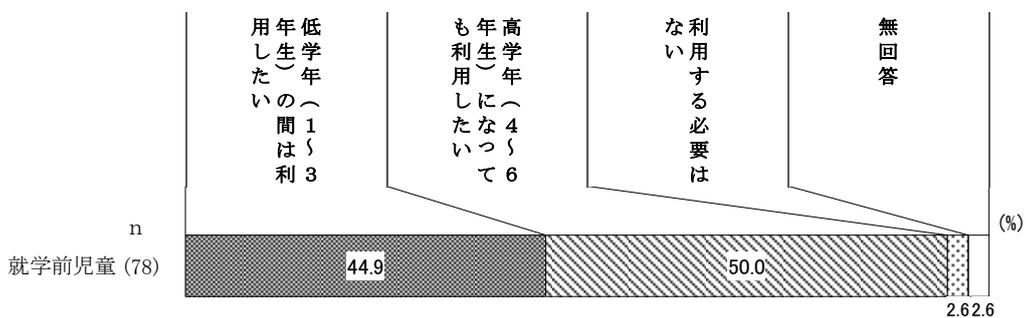




**【日曜日・祝日の利用希望】**



**【長期休暇中（夏・冬休みなど）の利用希望】**



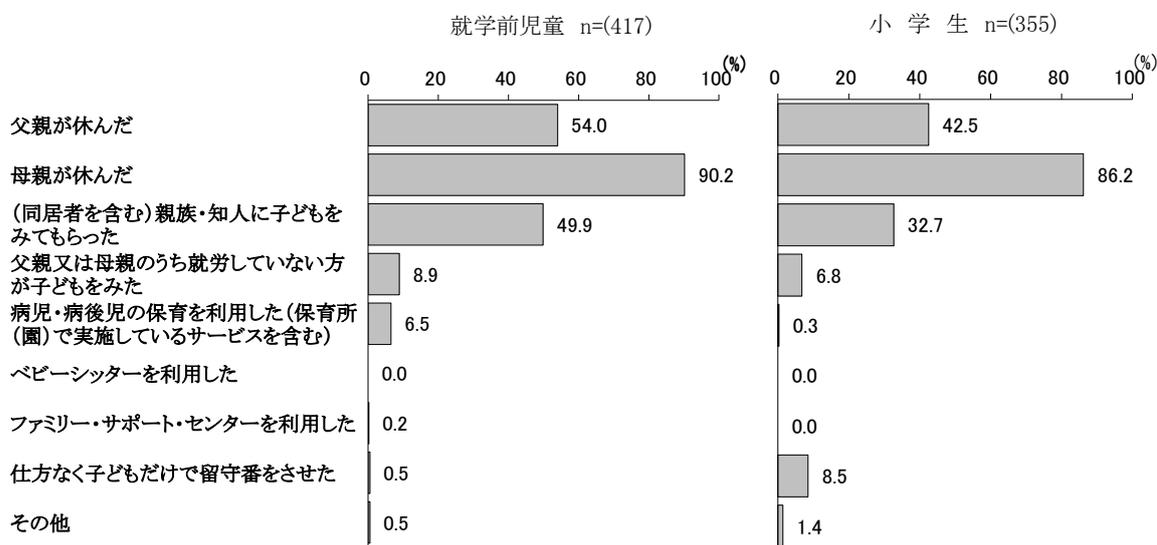
## ⑩ 病気の際の対応について

子どもの病気やけがの際の対応について、通常の教育・保育事業の利用や学校に行くことができなかったことの有無をみると、「あった」が就学前児童で67.5%、小学生で44.7%となっています。その対処方法としては、「母親が休んだ」（就学前児童90.2%、小学生86.2%）が圧倒的に多い状況となっています。

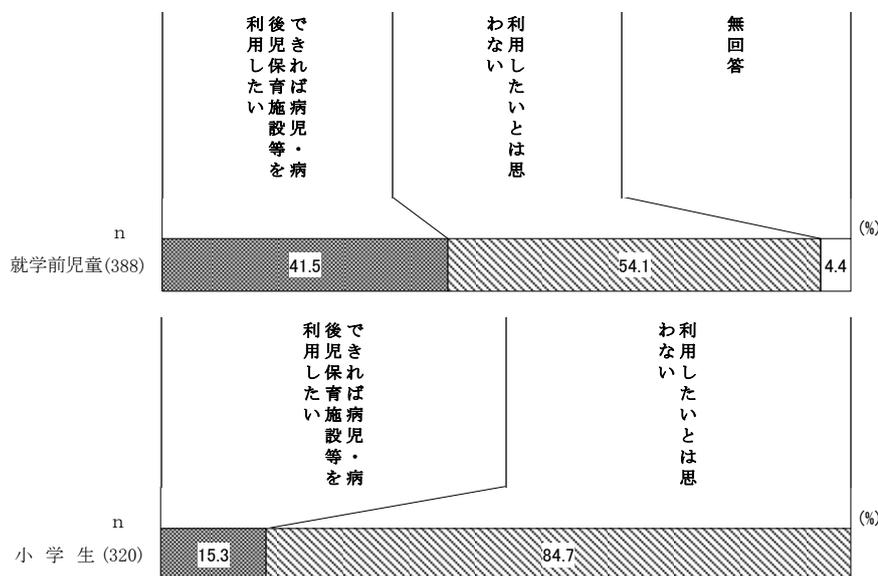
病気やけがの際の病児・病後児保育事業の利用希望をみると、「できれば利用したいと思った」が就学前児童で41.5%、小学生では15.3%にとどまっています。

また、「利用したいと思わない」と回答した方の理由は、就学前児童では「他人に看てもらうのは不安」（就学前児童54.8%、小学生38.7%）が、小学生では「親が仕事を休んで対応可能」（就学前児童48.6%、小学生57.2%）が最も多くなっています。

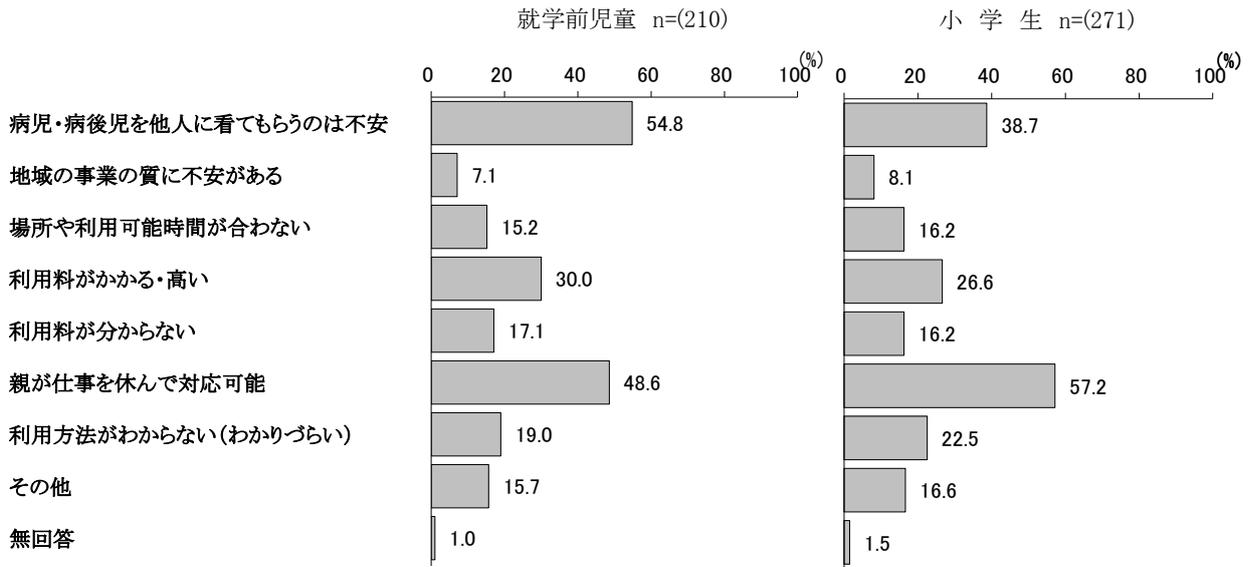
### 【病気やけがの際の対処方法】



### 【病気やけがの際の病児・病後児事業の利用希望】

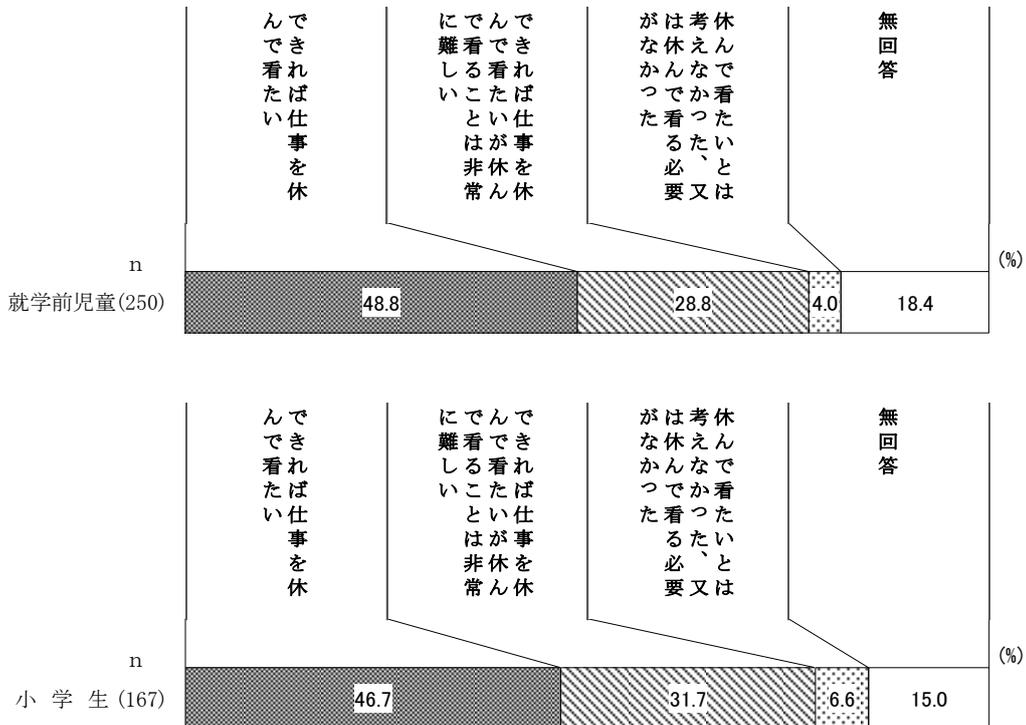


### 【病児・病後児事業を利用したいと思わない理由】



父母や親族・知人にみてもらう以外の対処方法を選んだ方について、父母のいずれかが仕事を休んで子どもを看たいと思ったかをみると、「できれば仕事を休んで看たい」(就学前児童48.8%、小学生46.7%)が最も多く、以下「できれば仕事を休んで看たいが休んで看ることは非常に難しい」(就学前児童28.8%、小学生31.7%)となっています。

### 【父母のいずれかが仕事を休んで看たいと思ったか】

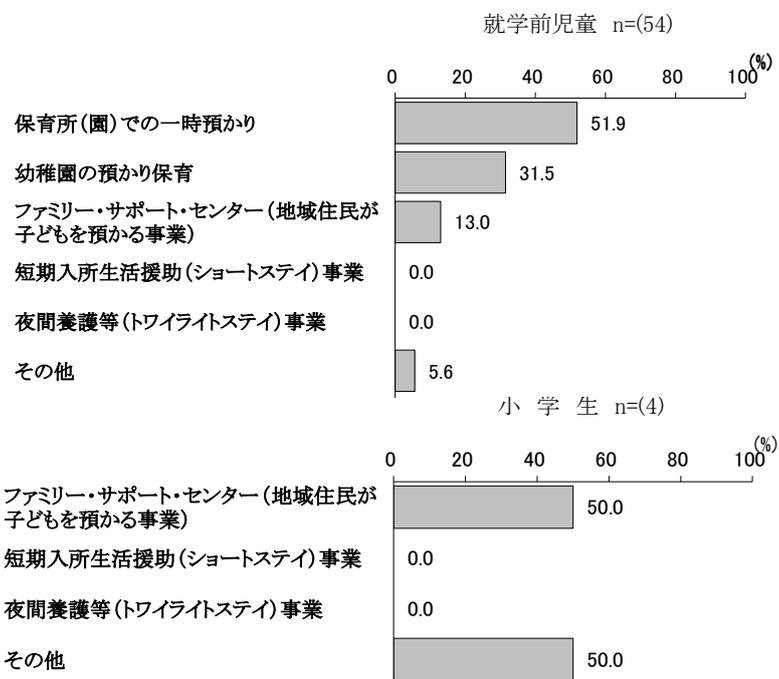


## ⑪ 子育て支援事業の不定期な利用や宿泊を伴う事業の利用について

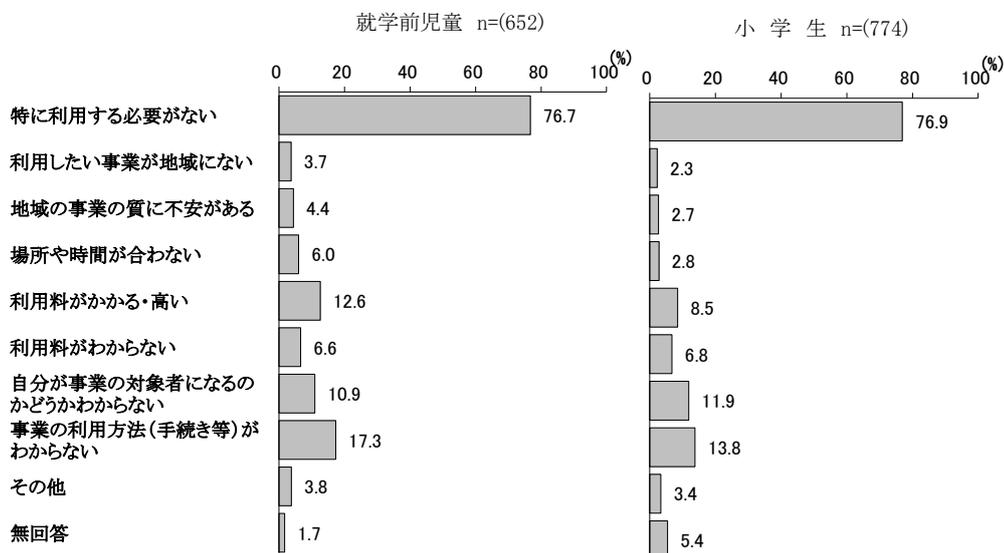
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に子育て支援事業を利用したかをみると、両者ともに「利用しなかった」（就学前児童89.4%、小学生97.4%）が圧倒的に多くなっています。利用した子育て支援事業をみると、就学前児童では「保育所（園）での一時預かり」（51.9%）が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」（31.5%）となっています。小学生では、「ファミリー・サポート・センター」（50.0%）が最も多くなっています。

利用しなかった理由をみると、両者とも「特に利用する必要がない」（就学前児童76.7%、小学生76.9%）が圧倒的に多い結果ですが、「利用料がわからない」、「自分が事業の対象になるのかどうかわからない」、「利用方法がわからない」など、改めての周知を必要とするケースもみられました。

### 【利用した子育て支援事業】



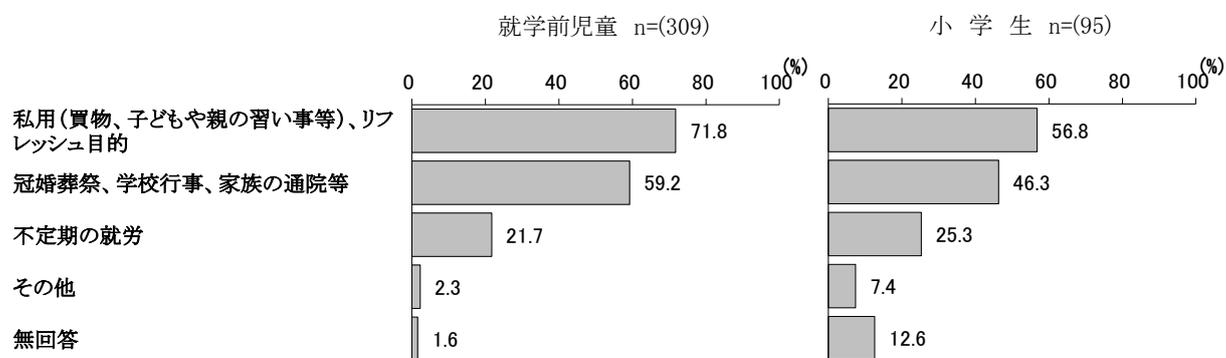
### 【利用しなかった理由】



私用、親の通院、不定期の就労等の際の事業の利用希望の有無をみると就学前児童では42.4%、小学生では11.9%が「利用したい」と回答しています。

利用目的は就学前児童、小学生ともに「私用(買物、子どもや親の習い事など)、リフレッシュ目的」(就学前児童71.8%、小学生56.8%)が最も多くなっています。

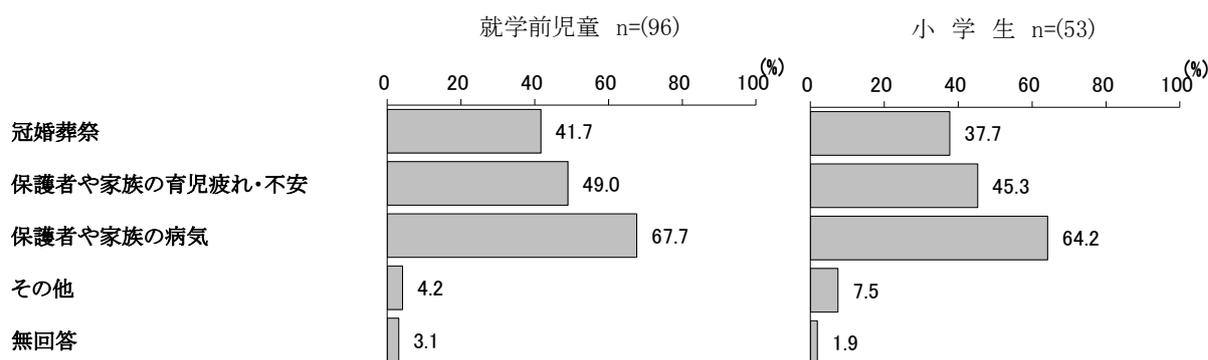
【不定期な子育て支援事業の利用目的】



## ⑫ 宿泊を伴う事業の利用状況について

短期入所生活支援事業(ショートステイ)の利用希望をみると、就学前児童では13.2%、小学生では6.7%が「利用したい」と回答しています。また、その利用目的をみると、「保護者や家族の病気」(就学前児童67.7%、小学生64.2%)が最も多く、以下「保護者や家族の育児疲れ・不安」(就学前児童49.0%、小学生45.3%)、「冠婚葬祭」(就学前児童41.7%、小学生37.7%)となっています。

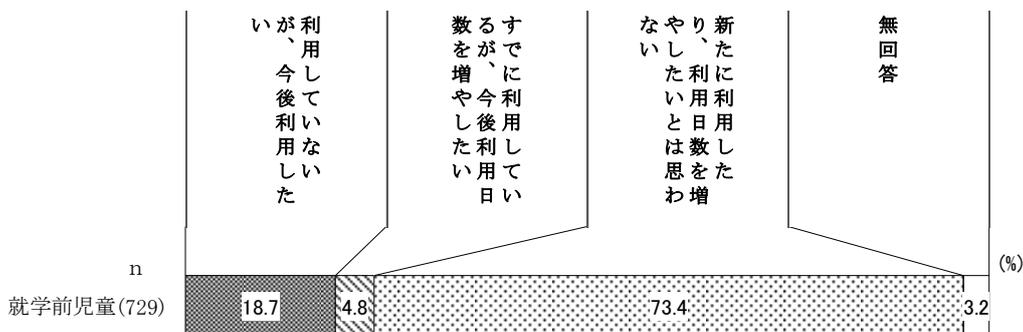
【短期入所生活支援事業(ショートステイ)の利用目的】



### ⑬ 地域子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援事業（子育て支援センター）の利用状況をみると、「利用している」は10.7%にとどまり88.1%が未利用となっています。利用希望をみると「今後利用したい」は18.7%「利用日数を増やしたい」は4.8%にとどまり、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が73.4%となっています。

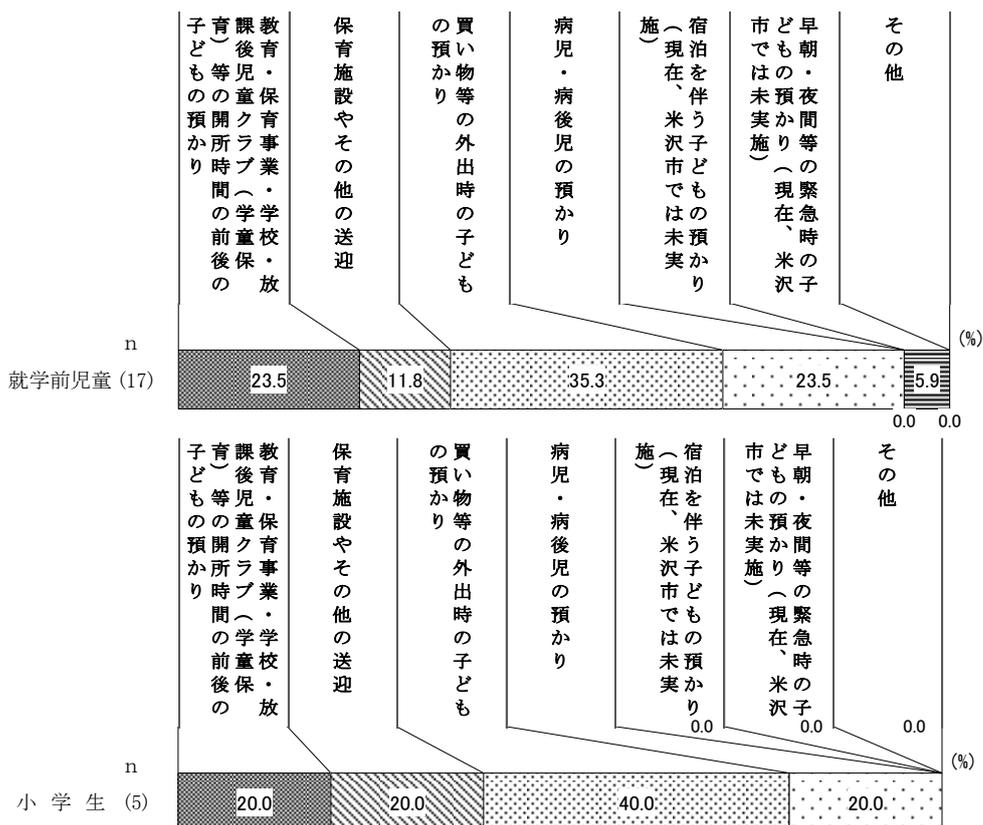
【地域子育て支援事業（子育て支援センター）の利用希望】



### ⑭ ファミリー・サポート・センターの利用について

過去1年間のファミリー・サポート・センターの利用の有無をみると、両者ともに「利用している」（就学前児童2.3%、小学生0.6%）は10%未満で、90%以上が未利用となっています。利用した方について、ファミリー・サポート・センターでもっとも役に立つ活動を見ると、就学前児童、小学生ともに「買い物等の外出時の子どもの預かり」（就学前児童35.3%、小学生40.0%）が最も多くなっています。

【ファミリー・サポート・センターでもっとも役に立つ活動】



## ⑮ 米沢市の子育て環境について

### ≪施策の評価≫

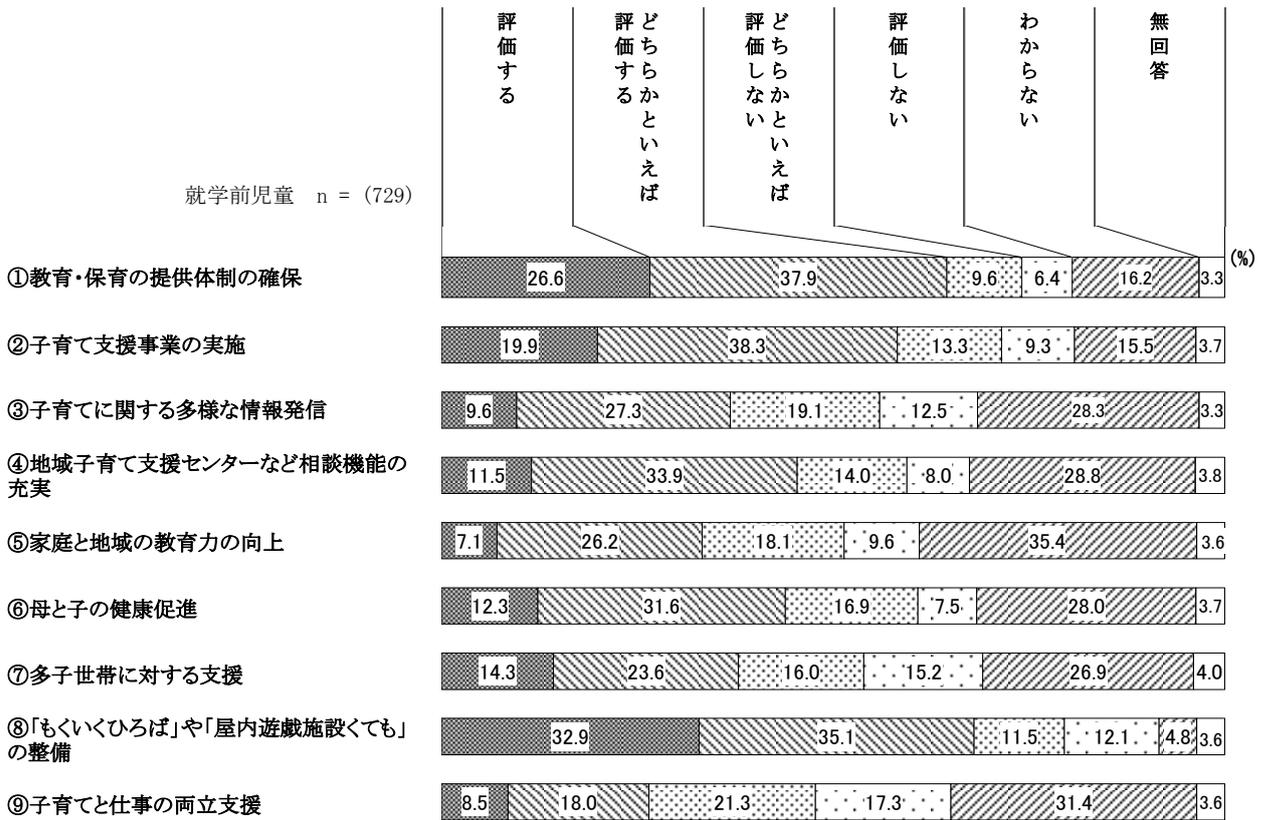
- ・本市全体の子育て支援施策の評価をみると、「評価する」、「どちらかといえば評価する」を合わせた“評価派”は、両者ともに『①教育・保育の提供体制の確保』（就学前児童64.5%、小学生59.6%）、『②子育て支援事業の実施』（就学前児童58.2%、小学生56.0%）、『⑧「もくいくひろば」や「屋内遊戯施設くても」の整備』（就学前児童68.0%、小学生55.7%）が50%以上と多くなっています。
- ・「どちらかといえば評価しない」、「評価しない」を合わせた“不評派”は、両者ともに『⑨子育てと仕事の両立支援』（就学前児童38.6%、小学生35.0%）が最も多く、以下『③子育てに関する多様な情報発信』（就学前児童31.6%、小学生30.8%）、『⑦多子世帯に対する支援』（就学前児童31.2%、小学生26.7%）となっています。“不評派”は両者ともに20～30%台となっています。
- ・就学前児童では9項目中1項目、小学生では9項目中2項目で“評価派”に比べて“不評派”が多く、中でも『⑨子育てと仕事の両立支援』で顕著になっています。
- ・なお、「わからない」と評価を留保した回答者が20%超となっている項目が多いことから、子育て支援施策の周知が必要と考えられます。中でも『⑨子育てと仕事の両立支援』（就学前児童31.4%、小学生35.6%）では両者ともに30%超となっています。また、小学生では9項目中6項目で「わからない」と評価を留保した回答者が30%超となっており、特に周知が必要と考えられます。

### ※施策の方向の詳細

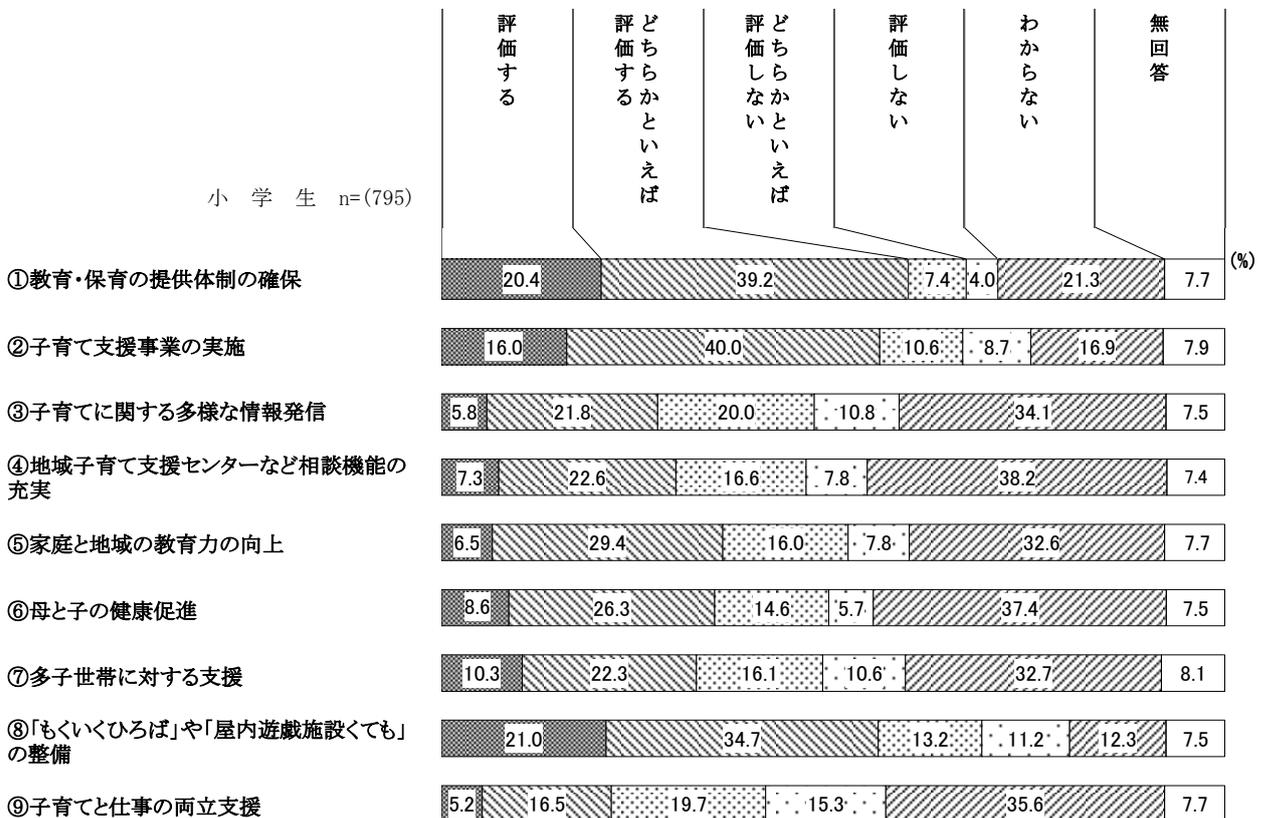
①教育・保育の提供体制の確保	保育所や認定こども園の待機児童の解消など
②子育て支援事業の実施	放課後児童クラブ、延長保育、一時預かり、病児保育、乳児家庭全戸訪問、妊婦検診など
③子育てに関する多様な情報発信	子育て支援アプリやLINE等のSNSによる情報発信
④地域子育て支援センターなど相談機能の充実	
⑤家庭と地域の教育力の向上	親子を対象とした講座や、地区のコミセンを中心としたサポートの体制づくりなど
⑥母と子の健康促進	妊産婦への支援、障がい児の保育所等への入所支援など
⑦多子世帯に対する支援	保育料の軽減、多胎児への支援など
⑧「もくいくひろば」や「屋内遊戯施設くても」の整備	
⑨子育てと仕事の両立支援	職場理解に対する相談窓口のPR、家庭内就労紹介窓口の充実など

【施策の評価】

就学前児童 n = (729)



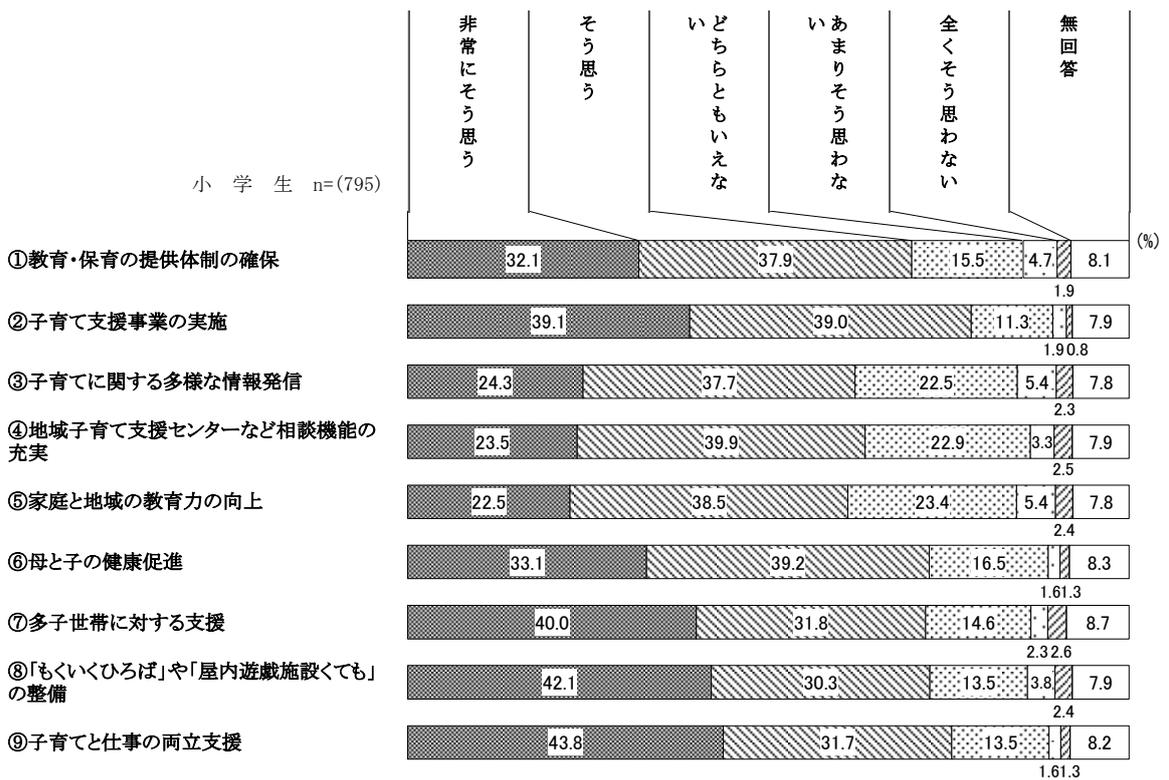
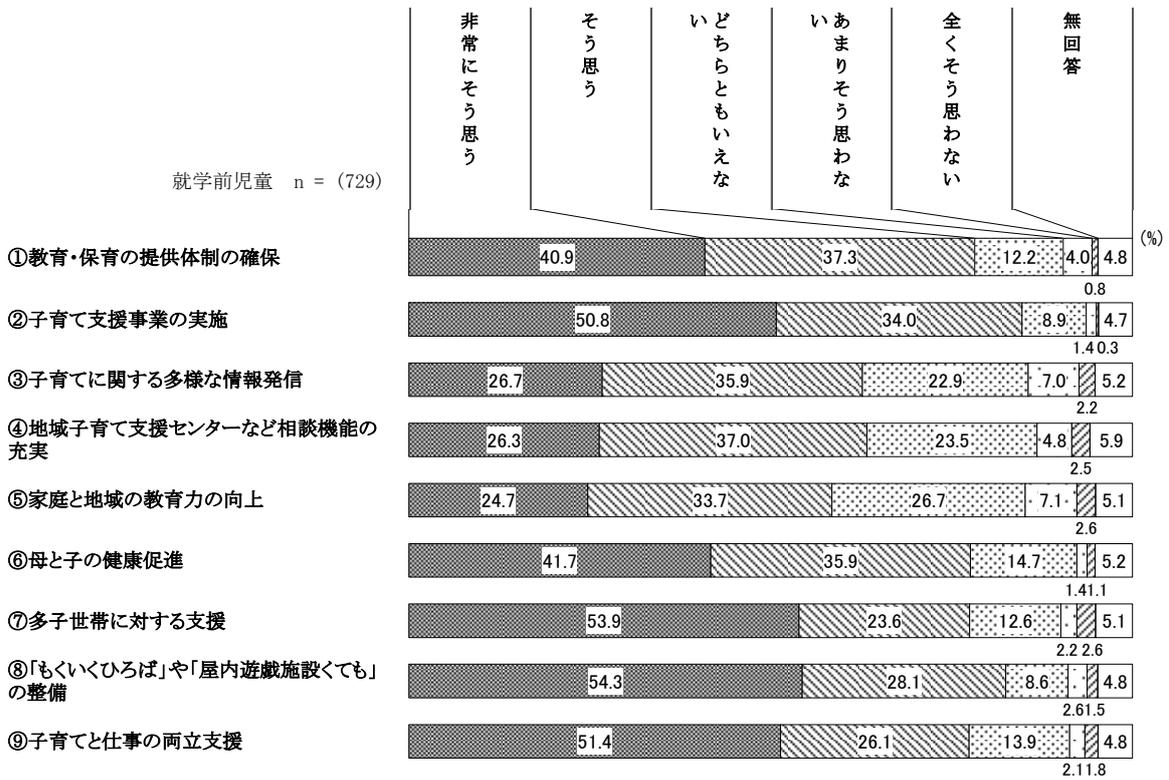
小学生 n=(795)



《今後力を入れるべきこと》

- ・本市全体の子育て支援施策で今後力を入れるべき項目をみると、「非常にそう思う」「そう思う」を合わせた“賛同派”は、就学前児童で9項目中6項目、小学生で9項目中6項目が70%超となっています。
- ・“賛同派”は、両者ともに『②子育て支援事業の実施』（就学前児童84.8%、小学生78.1%）が最も多くなっています。

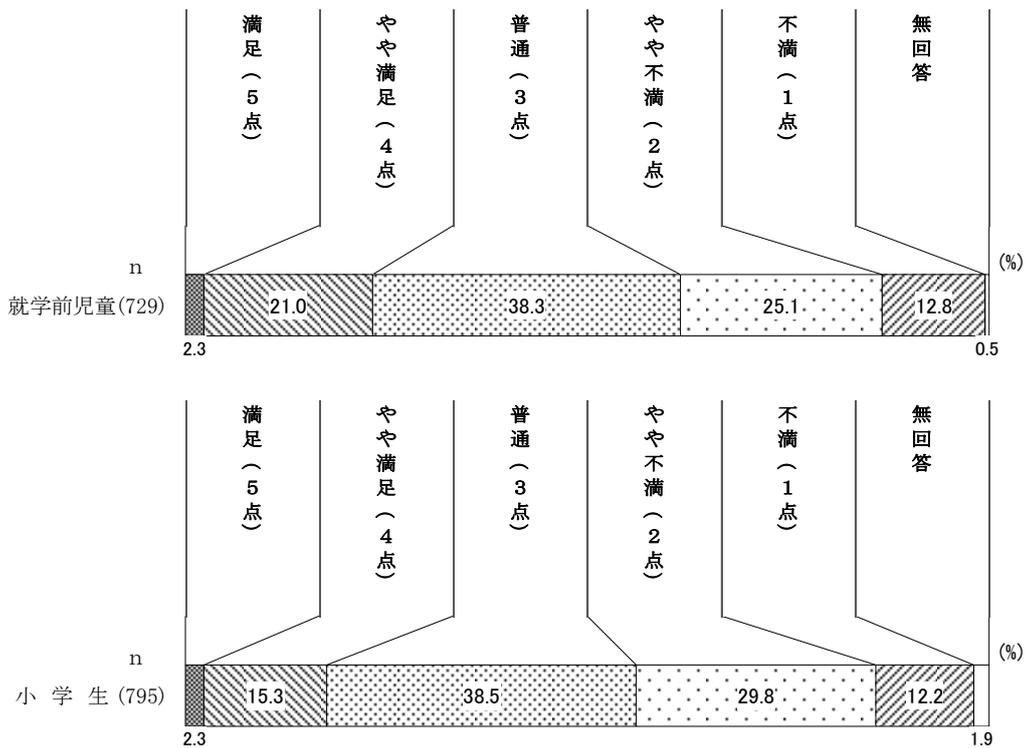
【今後力を入れるべきこと】



### 《地域の子育ての環境や支援の満足度》

地域の子育ての環境や支援への満足度をみると、地域の子育ての環境や支援の満足度をみると、両者ともに「普通（3点）」（就学前児童38.3%、小学生38.5%）が最も多くなっています。就学前児童では「やや満足（4点）」（21.0%）、「満足（5点）」（2.3%）を合わせた“満足派”は23.3%にとどまり、「やや不満（2点）」（25.1%）、「不満（1点）」（12.8%）を合わせた“不満派”が37.9%と“満足派”を上回っています。小学生でも“不満派”が42.0%と、“満足派”（17.6%）を上回っています。

【地域の子育ての環境や支援の満足度】



### ⑯ 子育ての環境や支援に関するご意見について

- 自由意見は、両者ともに「経済的負担」についての意見が最も多く、そのほか「交流・広場・催物・公園」「屋内の遊び場」「教育・保育の事業」「子育て支援」が上位となっている。また、上位3位までは両者とも同様であるのに対し、4位からは就学前児童では「教育・保育の事業」、小学生では「子育て支援」についての意見が多くなっています。

【就学前児童】回答者数 400 人・総意見数 728 件

	意見内容	件数
1	経済的負担	177
2	交流・広場・催物・公園	107
3	屋内の遊び場	83
4	教育・保育の事業	66
5	子育て支援	62
6	母子保健・医療	44
7	労働環境	39
8	相談・情報提供	29
9	生活環境(商業施設・雪対策含む)	24
10	病児・病後児保育	15
10	学校について	15
10	放課後児童クラブ等・放課後の過ごし方	15
13	安心・安全な街づくり	14
14	障がい児家庭など)	13
15	一時預かり(宿泊をとまなう)	8
16	ひとり親家庭	6
17	行政全般	4
-	その他	7
総意見数		728

【小学生】回答者数 391 人・総意見数 608 件

	意見内容	件数
1	経済的負担	143
2	交流・広場・催物・公園	96
3	屋内の遊び場	67
4	子育て支援	53
5	教育・保育の事業	37
6	相談・情報提供	27
7	放課後児童クラブ等・放課後の過ごし方	25
8	母子保健・医療	24
8	学校について	24
8	労働環境	24
11	障がい児家庭など)	17
12	生活環境(商業施設・雪対策含む)	14
13	病児・病後児保育	13
14	行政全般	11
15	安心・安全な街づくり	10
16	ひとり親家庭	9
17	一時預かり(宿泊をとまなう)	1
-	その他	13
総意見数		608

## 4 第2期計画の総括評価

### 第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画 R2～R6

#### 基本理念

子どもの笑顔が輝くまち はぐくみのさと米沢

#### 基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します

##### 1号認定：満3歳以上児の教育標準時間認定

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	165	164	157	294	279
①´入所児童数 (4/1時点)	316	306	277	252	222
②確保提供総数	540	540	540	320	320
特定教育・保育施設	390	390	390	320	320
確認を受けない幼稚園	150	150	150	0	0
差異(②—①)	375	376	383	26	41
達成率(②/①)	327.2%	329.2%	343.9%	108.8%	114.7%

※中間見直しにおいて、令和5年度からの利用者推計総数（量の見込み）と実際の利用状況との乖離を補正した。確保提供総数（利用定員、入所の弾力化）についても、利用定員見直しと「確認を受けない幼稚園」の閉園により変更した。

##### (2) 2号認定：満3歳以上児の保育標準・短時間認定

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,277	1,272	1,219	1,208	1,146
①´入所児童数 (4/1時点)	1,152	1,163	1,149	1,178	1,122
②確保提供総数	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
特定教育・保育施設	1,281	1,281	1,281	1,281	1,281
差異(②—①)	4	9	62	73	135
達成率(②/①)	100.3%	100.7%	105.0%	106.0%	111.7%

### (3) 3号認定：満3歳未満児の保育標準・短時間認定

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,016	963	939	910	884
3号認定(0歳児)	309	301	293	283	275
3号認定(1,2歳児)	707	662	646	627	609
①入所児童数 (4/1時点)	969	913	849	813	801
②確保提供総数	952	952	952	952	952
特定教育・保育施設(0歳児)	233	233	233	233	233
特定教育・保育施設(1,2歳児)	663	663	663	663	663
小規模保育事業	41	41	41	41	41
企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
差異(②-①)	△64	△11	13	42	68
達成率(②/①)	93.7%	98.8%	101.3%	104.6%	107.6%

#### 《評価》

この5年間において、私立幼稚園型認定こども園1園と、私立保育所1園が幼保連携型認定こども園に移行している。保育を必要とする受入れ枠が安定し、利用者推計総数を充足する結果となり、年度当初の待機児童については解消することができた。少子化により、年度当初は定員割れの施設が多くなり、年度途中で定員を満たす傾向にある。

#### 《課題》

出生数の減少に伴い児童数が減少傾向にあり、年度途中に発生する待機児童も減少している。そのため、定員減少を検討している施設が増加傾向にあり、適正な定員を設定した上での保育機能の確保が課題となっている。

## 基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します

### (1) 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所
確保箇所数	3箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所

※子育て支援課、健康課（令和6年度～こども家庭課）、市独自の補助制度として社会福祉法人の合計3箇所において、子育て支援に対する様々な相談及び情報提供を実施。社会福祉法人については令和3年度で事業終了。

#### 《評価》

保育所入所窓口利用者支援員（保育コンシェルジュ）を配置し、子育て支援に関する情報提供、適切なアドバイス等を行うことができています。また、利用者支援員と子育て支援センター職員との情報交換の場を設けるなど関係機関との連携体制を整え、保護者に寄り添った支援を行うことができています。（子育て支援課）

利用者支援員による相談を実施し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や適切な指導を行うなど必要な支援を実施することで、保護者の不安の軽減や虐待の未然防止につなげることができています。（こども家庭課）

#### 《課題》

利用者支援員による保護者への情報提供や相談業務を行うほか、関係機関が連携を図り保護者に寄り添った切れ目のない子育て支援を行う必要がある。

### (2) 時間外保育（延長保育）事業

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	995	991	949	941	893
②確保提供総数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
実提供総数（実児童数）	837	895	763	804	888

※令和6年度の実提供総数は見込み。

#### 《評価》

市内すべての認可保育所、認定こども園等で保育標準時間の11時間を超えて延長保育を実施しており、朝夕の保護者のニーズに対応している。

#### 《課題》

今後とも保護者のニーズに応えた時間外保育を継続していく必要がある。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,560	1,461	1,418	1,320	1,276
低学年	1,026	940	909	835	832
高学年	534	521	509	485	444
②確保提供総数（定員）	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610
実提供総数（登録児童数）	1,394	1,301	1,335	1,290	1,304

#### ＜評価＞

児童数は減少しているものの放課後児童クラブの登録児童数は年々増加傾向にあるため、老朽化等に対応するための施設整備への支援を行い、児童の安全・安心な居場所の提供に努めている。

#### ＜課題＞

児童数に対する放課後児童クラブへの登録割合は年々増加していることから、待機児童が生じないよう各施設の老朽化等に対応するための施設整備への支援を検討し安心・安全な居場所の確保に努める。

### (4) 子育て支援短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

#### ① ショートステイ事業

単位：人日

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	4	4	4	4	4
②確保提供総数（定員）	730	730	730	730	730
実提供総数（延児童数）	68	70	4	18	78

※令和6年度の実提供総数は見込み。

#### ② トワイライト事業

単位：人日

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	0	0	0	0	0
②確保提供総数（定員）	730	730	730	730	730
実提供総数（延児童数）	0	0	0	0	0

※令和6年度の実提供総数は見込み。

《評価》

令和4年度から育児疲れを理由とした利用を可能にし、また課税世帯のうちひとり親家庭の本人負担額の一部軽減を実施したことで、保護者の負担軽減が図られている。施設の確保ができていることによって、緊急時も対応が可能となっている。

《課題》

今後とも、保護者の負担軽減につなげられるよう、受け入れ体制の整備を行い、実施を継続することが必要となる。

**(5) 乳児家庭全戸訪問事業**

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	465	453	440	425	414
②確保提供総数	465	453	440	425	414
実提供総数(訪問件数)	437	424	424	376	330
訪問率	100%	99.8%	100%	100%	100%

※令和6年度の実提供総数は見込み。

《評価》

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、乳児の成長を確認するだけでなく、保護者との面談を実施し必要な支援を行うことで、産後うつ等の早期発見や虐待の未然防止にもつなげることができている。

《課題》

今後も全乳児に対し家庭訪問を行い、切れ目のない子育て支援を行う。

**(6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

**(要保護児童等の支援に資する事業)**

単位：人

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	160	160	160	160	160
実提供総数(実児童数)	136	125	147	119	131

※令和6年度の実提供総数は見込み。

《評価》

支援が必要な家庭に、関係機関が連携し見守り、子どもの安全が確保される仕組みが整備されている。

《課題》

子どもを取り巻く厳しい環境に、より一層関係機関の連携強化が必要となっている。

## (7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

単位：人日

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	12,801	12,453	12,028	11,797	11,319
②確保提供総数	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
実提供総数(延利用者数)	11,812	12,008	12,817	13,493	11,694
設置数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所

※令和6年度に1箇所開所している。令和6年度の実提供総数は見込み。

### 《評価》

就学前のお子さんとその保護者が一緒に遊びながら、ゆったりと過ごす場を提供することができた。また、遊びやイベント、子育てに関する情報提供を通して他の子育て中の家族との交流も図ることができた。保育士等が配置されており、気軽に相談できる体制が整えられているほか、電話や面談により育児相談を行うことにより保護者の身近な育児支援者となっている。

### 《課題》

保育を必要とする乳幼児の保育所等の利用が増加していることから、利用児童数は減少しているが、今後も様々な遊びやイベント、情報を提供すると共に、保護者に寄り添った支援を継続することにより子育てに対する不安や悩みを解消し、育児の孤立化を防止していく必要がある。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行なっていく必要がある。

## (8) 一時預かり事業 (幼稚園型・その他の一時預かり)

### ① 幼稚園型

単位：人日

	実績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	15,912	15,850	15,187	15,055	14,280
1号認定	716	713	684	678	643
新2号認定	15,196	15,137	14,503	14,377	13,637
②確保提供総数	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
実提供総数(延児童数)	13,353	16,923	15,171	17,539	16,272

※令和6年度の実提供総数は見込み。

## ② その他の一時預かり（認可保育所）

単位：人日

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	853	830	801	786	754
②確保提供総数（定員）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
実提供総数（延児童数）	392	600	372	490	430

※令和6年度の実提供総数は見込み。

### 《評価》

保護者の短期間の就労や、急病、またリフレッシュ等に利用できる場の提供ができている。

### 《課題》

保育を必要とする児童の保育所等の利用が増加していることにより、利用児童数は減少傾向にある。多様な保護者のニーズに対応できるよう継続して事業を行う必要があるが、令和5年度から令和6年度にかけて人員体制が整わず、休所せざるを得なかった事業所もあったことから、保育人材確保も必要である。

## （9）病児保育事業

単位：人日

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	3,840	3,735	3,608	3,538	3,395
②確保提供総数（定員）	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
実提供総数（延児童数）	1,958	2,363	2,189	3,020	2,997

※令和6年度の実提供総数は見込み。

### 《評価》

「病児対応型」を実施することにより、仕事を休むことができない保護者への対応ができている。また、「体調不良児対応型」において、保育所等に看護師を配置することにより、在園時の急な病気に対しても一定時間保育所等で預かることが可能となったことにより、保護者が迎えに行くまでの間も安心して預けることができている。

### 《課題》

「病児対応型」については、ニーズは高い事業となっているが、利用児童数は減少傾向にある。利用方法がわからないとの意見もあるため、事業の周知に努める必要がある。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人日

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	838	803	778	744	711
②確保提供総数	900	900	900	900	900
実提供総数（延べ件数）	289	451	277	240	114

※令和6年度の実提供総数は見込み。

### 《評価》

会員募集のための宣伝活動を積極的に行った。協力会員が援助活動に必要な知識を習得、スキルアップするために各種研修会を行い、会員同士の交流も図ることができた。子どもの預かりだけでなく、「子どもの習い事援助」など保護者の多様なニーズに応じたサービスの提供が行うことができた。

### 《課題》

協力会員数が減少傾向にあることから、引き続き協力会員募集活動に努める。子どもの預かりに加え、小中学生の定期的な「習い事の送迎」にも力を入れたい。多様化している保護者のニーズに対応できるよう協力会員の体制を整えていく必要がある。

## (11) 妊婦健康診査事業

単位：人回

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	9,513	9,240	8,925	8,694	8,358
実提供総数（利用実績）	8,101	7,548	7,846	6,321	4,620

※令和6年度の実提供総数は見込み。

### 《評価》

妊婦の健康保持、健康増進に必要な健康診査を行うことができた。

### 《課題》

今後も妊婦健康診査を継続して実施し、妊婦が適切な時期に必要な健康診査を受けられるよう周知・対応していく必要がある。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

単位：世帯数

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実提供総数（世帯数）	16	12	8	5	5

※令和6年度の実提供総数は見込み。

令和元年10月からの教育・保育の無償化に伴う、新制度に移行していない幼稚園を利用している子どもの副食費の無償化が含まれる。（令和4年度末で新制度に移行していない幼稚園が閉園。）

《評価》

低所得で生活が困難である世帯等に対して、実費徴収に係る費用の一部を補助することで子どもの健やかな成長を支援することができた。

《課題》

今後も対象世帯には個別に案内をすることにより、支援を必要とする世帯に対して事業を継続していく必要がある。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活動事業

### (認定こども園特別支援教育・保育経費)

単位：件

	実 績				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実提供総数	0	0	0	0	0

※令和6年度の実提供総数は見込み。

《評価》

私立認定こども園において、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもが1施設につき2人以上在籍することと職員を加配することが要件となるが、要件を満たす施設がなかったことから、実施提供数は0件となった。

《課題》

対象児童の在籍や職員の加配状況により該当施設がない状況が続いているが、特別な支援が必要な子どもを受け入れている場合に職員の加配ができるよう今後とも事業を継続していく必要がある。

## 基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します

### (1) 家庭と地域の教育力の向上

地域における伝統行事や季節行事の開催の推奨			
推進課	コミュニティ推進課	評価	A
コミュニティセンターや昆虫館等で行う季節行事や各種事業について、広報よねざわ等を利用し積極的にPRできた。			

地域で培われた文化の子どもたちへの伝承の促進			
推進課	コミュニティ推進課、社会教育文化課	評価	A
各地区コミュニティセンターや児童会館において、「小正月だんご下げ」や「そば打ち」、「門松作り」「米沢織」、「米沢焼」等、伝承文化に関連した講座を実施できた。			

地域コミュニティセンター等を中心とした子育てサポートの体制づくり			
推進課	コミュニティ推進課	評価	A
コミュニティセンター内に絵本やおもちゃが準備された部屋を整備し、子育て世代の憩いの場や交流の場として活用することができた（東部・松川・万世はプレイルーム、上郷はサロン）。また、地区によっては、子育て世代の教育の場や交流の場としての家庭教育講座を自主事業として開催できた。			

親子のふれあいイベントの開催			
推進課	社会教育文化課	評価	A
年少児から小学校高学年までの各期を対象としたイベント「親子 de チャレンジ」等を実施。調理、体操等を企画し、多彩な講座を開催できた。			

ライフプランニング支援事業			
推進課	社会教育文化課	評価	A
平成30年度から中学生を対象とした乳児と触れ合う「赤ちゃんとのふれあい体験講座」、高校生を対象とした「赤ちゃんと遊ぼう出前講座」を実施してきたが、コロナ禍の影響により令和2年度から中止せざるを得ないと判断。そのため、令和5年度から助産師を講師に迎え、中学校・高校を対象とした「命の尊さについて学ぶ出前講座」を実施することとし、性教育のほか、将来の出産、妊娠または育児について考える機会を提供するようにした。			

父親の子育て参加支援			
推進課	社会教育文化課	評価	A
父親と子を対象とする親子講座（親子 de チャレンジ※再掲）を開催し、積極的に子どもと触れ合う機会を提供するとともに、子育てへの参加を促進した。			

## (2) 母と子の健康促進（健やか親子 21）

妊産婦への支援			
推進課	こども家庭課	評価	A
<p>母子保健コーディネーター（保健師・看護師等）が妊婦と面談し母子健康手帳と妊娠期のサポートプランを継続して手交した。また、令和4年度からは伴走型相談支援として妊娠7か月の妊婦全員に対しアンケートや希望者との面談を実施した。更に、妊婦カンファレンスを実施し関わりが必要な妊婦の場合は医療機関や関係機関と連携して支援した。</p> <p>産後ケア事業を令和3年度から実施し、産婦の身体的な回復や心理的な安定を促す場を設けるなど、支援の充実が図られた。</p>			

乳幼児期の育児支援			
推進課	こども家庭課、健康課	評価	A
<p>各種母子保健事業を通じて、児の健康状態を確認し、児の発育発達に合わせた情報の提供や、各専門職に相談できる場を設け、安心して育児できるよう支援した。</p> <p>赤ちゃん訪問と7か月児健康教室では、子育てサポートプランを手交することで、今後の育児の見通しを示し、保護者が積極的に育児に取り組めるように支援した。</p> <p>保護者が育てにくさを感じる児については、相談事業を通じて、保護者の思いに寄り添いながら関わり方について具体的に指導したり、関係機関や医療機関等と連携し関わりを強化した。</p> <p>支援を要する家庭については、要保護児童連絡協議会との連携が継続して図られた。</p>			

障がい児の保育所等への入所支援			
推進課	子育て支援課	評価	A
<p>障がい児を受け入れた民間保育所等に対して、保育士配置に係る経費の一部を補助した。公立保育所においても、保育士の加配を行い、障がい児の受入に対応し、障がい児の処遇の向上を図った。</p>			

医療的ケア児に対する支援			
推進課	社会福祉課、子育て支援課	評価	A
<p>関係機関で連携し、家族へ障害児通所支援等の情報提供を行い、速やかに希望するサービスへ繋げることができた。サービス等の利用により、医療的ケア児の日常生活能力の向上や社会との交流促進、家族の負担軽減等が図られた。また、家族の悩みや相談から市の現状と課題を把握し、必要なサービスや事業所の確保について、県主催の「置賜地域医療的ケア児支援連絡会」等の機会を捉えて情報共有し、広域的な課題として連携できるよう調整を図った。</p> <p>令和4年度に「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定し、医療的ケアと保育が提供できるよう関係機関と連携を取りながら受け入れ体制の整備を行った。令和4年7月から公立保育所で受入れを開始し、令和6年度までに2名の医療的ケア児の受入れを行った。</p>			

子育て世帯の医療費の軽減			
推進課	子育て支援課	評価	A
令和2年度より給付対象を高校生等(18歳到達後の最初の3月31日)まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。			

### (3) 多子世帯に対する支援

多子世帯の保育料の軽減			
推進課	子育て支援課	評価	A
令和4年4月から長子の年齢制限を撤廃し、第3子以降の保育料及び副食費について、無償化を実施し、保護者の経済的負担軽減を図った。			

多胎児出産世帯に対する子育て支援の推進			
推進課	子育て支援課	評価	A
令和4年度から対象家庭を2人以上の多胎児を養育する保護者に拡大し、令和5年度に2組の申込みがあり、育児支援員を派遣し、育児・家事等の支援を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図った。			

### (4) 子育てしやすい施設の整備

もくいくひろばにおける子育て支援			
推進課	健康課、こども家庭課	評価	A
月2回の相談事業を継続して実施し、栄養士と保健師や保育士等が相談に応じた見守りや体重測定を行うなど育児支援を行った。			

屋内遊戯施設の整備			
推進課	子育て支援課	評価	A
アクティー米沢の改修工事を行い、令和5年10月に屋内遊戯施設を開館した。冬期間においても天候に関係なく子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備することができた。また、気軽に子育てに関する相談ができる体制を整えたほか、「親子プログラミング教室」や「おたかぼっぼ絵付け教室」等の自主事業や、夏祭り等のイベントの開催により親子の学びや交流を図ることができた。			

## 基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します

### (1) 子育てと仕事の両立支援

職場環境づくりの啓発			
推進課	商工課	評価	B
ワーク・ライフ・バランス推進に係る国・県の認定制度について、周知・啓発を行った。企業にとって若年労働者の確保が課題となるなか、子育て中の女性が働きやすい職場環境づくりの啓発は今後行うべき施策である。			

再就職に向けての情報提供			
推進課	商工課	評価	B
国・県の施策について周知協力を行った。企業にとって若年労働者の確保が課題となるなか、労働力確保のためにも、今後行うべき施策である。			

再雇用制度の普及啓発			
推進課	商工課	評価	B
国・県の施策について周知協力を行った。企業にとって若年労働者の確保が課題となるなか、労働力確保のためにも、今後行うべき施策である。			

家庭内就労紹介窓口の充実			
推進課	商工課	評価	B
若年層からの相談が減少している中でも子育て世代からの在宅ワークのニーズは一定数あり、希望者に対して内職の紹介を行った。			

育児休暇明け入所予約制度導入の検討			
推進課	子育て支援課	評価	C
検討は行ったものの、年度途中において待機児童が発生している状況が続いていることから、当該制度の導入は難しい状況であった。			

#### 評価

- A：施策の推進が図られ、大きな成果があった。
- B：施策の推進には一定の成果があったが、効果が大きいとはいえない。
- C：事業は実施したが、5年前と比較して成果があったとはいえない。
- D：事業の推進に該当する者がなかった。
- E：事業の実施は困難であった。

## 5 取り組むべき課題

### (1) 子どもの教育・保育事業の環境整備

本市の4月当初の待機児童は、令和2年から5年連続で0人となり、待機児童の解消が進んでいます。第2期子ども・子育て支援事業計画においては、教育認定の定員を減員し、保育認定の定員を増員するなど、実態に即した利用定員の設定を行い保育機能の充実に努めてきました。

令和6年度に実施したアンケート調査（以下「今回調査」という。）から本市の母親の就労状況は、「フルタイム」「パートタイム」合わせると就学前児童で86.8%、小学生で88.4%が就労しており、令和元年度実施したアンケート調査（以下「前回調査」という。）より就学前児童で6ポイント、小学生で4.4ポイント上昇しています。本市の出生数は減少傾向にあるものの、女性の就労率は上昇している状況から、「保育を必要とする子ども」への対応は必要となります。

今後の本市の出生数の減少を見据えた上で、ニーズに応じた教育・保育の適正な利用定員を設定することが課題となっています。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域子ども・子育て支援事業の1つである放課後児童クラブについては、児童数が減少傾向にあるものの登録率は上昇傾向にあり、令和6年5月現在の登録率は40.5%と、令和2年5月現在の状況と比較して6.2ポイント増加しています。母親の就労状況の変化により、今後もこの傾向は続くものと考えています。このことから、今後既存の施設の拡充、施設によっては老朽化など、施設が抱える課題に対して対応していくことが求められています。

第3期子ども・子育て支援事業計画では、地域子ども・子育て支援事業に新たに6つの事業が位置づけられました。本市では、子育て世帯訪問支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業の4事業について目標数値を掲げて実施することとします。

### (3) 切れ目のない子育て支援の推進

核家族化、少子化が進んでいる状況では、子育て家庭が孤立化しやすい状況となるケースが考えられます。社会全体で子どもの成長と子育てを支援していくため、地域のつながりを活かしたイベントや講座等を通して地域ぐるみで支援していく環境づくりが必要です。子育ての不安を取り除き、孤独感を和らげながら、親としての成長を支援することも重要となってきます。

親子の健やかな生活のため、本市では母子手帳交付時から妊産婦と関わり子育てに関する相談等を受け付けながら、継続した関わりを持ち関係機関と連携して支援を行っていきます。また、出産後早い段階で専門機関の関わりが持つことができるよう、乳幼児期の育児支援には、力を入れる必要があると考えています。

また、今回の調査においては、多くの方が子どもを育てる際に「経済的な負担を感じている」と回答しています。子育て支援の一環として、子育ての負担感の軽減とあわせ経済的負担の軽減を図る必要があります。

### (4) 子育てと仕事の両立支援

前回調査では57.1%であった母親の「育児休業」の取得率は、今回の調査では73.5%と16.4ポイント増加しています。また、前回調査では4.9%であった父親の「育児休業」の取得率は、今回の調査では15.6%と10.7ポイント増加しています。この5年間で、育児休業に対する社会的理解が進んだものと考えられます。

山形県では、男女共に仕事と子育て等を両立できる社会の実現を目指し、女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進の取組の一つとして「やまがたイクボス同盟」を平成27年12月に設立しました。令和6年11月30日現在で、この「やまがたイクボス同盟」に加盟している市内の企業・団体は36団体（うち米沢市役所も含む）で、子育て支援に積極的に取り組む企業が増えている状況です。今後とも企業の子育て世帯に対する理解を深めるための啓発活動を継続して行っていく必要があります。

※イクボスとは、部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者の事です。

## **第3章 計画の基本的な考え方**

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

**子どもの笑顔が輝くまち はぐくみのさと米沢**

人と人、心と心がつながり笑顔の中でみんなが育ち、子どもや子育て家庭に関わるすべての人が、子どもの育ちに寄り添い、子どもが愛情に包まれ生まれ、子ども一人ひとりの笑顔が輝く、「はぐくみのさと米沢」を目指します。

#### 2 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの基本目標を掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進します。

**基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します**

**基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します**

**基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します**

**基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します**

## **第4章**

### **子ども・子育て支援施策の展開**

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標Ⅰ 子どもによりよい教育・保育の環境を提供します

#### 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期

##### (1) 幼稚園 認定こども園 <<1号認定>>

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	208	200	183	178	169
②確保提供総数(定員)	299	245	245	245	245
特定教育・保育施設	299	245	245	245	245
差異(②-①)	91	45	62	67	76

※新2号を含む。

#### 【確保の方策】

<現状>

- 1号認定(教育認定)の利用施設としては、幼保連携型認定こども園5園、幼稚園型認定こども園2園、新制度に移行した幼稚園2園があります。
- 1号認定の確保提供数は、充足しています。

<令和7年度～11年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行希望の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可・認定に向けた支援を行います。
- 施設の老朽化等に伴う改築や大規模修繕等が必要となる場合には、施設整備補助金の交付等の支援を行います。
- 1号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

## (2) 保育所 認定こども園 «2号認定»

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,056	1,014	931	906	861
②確保提供総数(定員)	1,103	1,075	1,075	1,075	1,075
特定教育・保育施設	1,103	1,075	1,075	1,075	1,075
差異(②-①)	47	61	144	169	214

### 【確保の方策】

<現状>

- 2号認定(保育認定)の利用施設として、認可保育所13園、幼保連携型認定こども園5園、幼稚園型認定こども園2園があります。
- 2号認定の受入れについては、認可保育所等の入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施しています。

<令和7年度～11年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行希望の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可・認定に向けた支援を行います。
- 施設の老朽化等に伴う改築や大規模修繕等が必要となる場合には、施設整備補助金の交付等の支援を行います。
- 認可保育所・認定こども園に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援を行います。
- 保育士確保のため国庫補助金等を活用した特定教育・保育施設への支援を行います。
- 少子化が進む中、今後とも的確な教育・保育の必要量の把握に努め、2号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の児童施設と小学校等の連携や交流を促進し、子どもが小学校段階へスムーズに移行できるための支援を行います。

### (3) 保育所 認定こども園 «3号認定»

単位:人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	734	695	704	688	674
3号認定(0歳)	147	144	142	138	135
3号認定(1歳)	271	289	283	278	271
3号認定(2歳)	316	262	279	272	268
②確保提供総数(定員)	841	841	841	841	841
特定教育・保育施設(0歳)	210	210	210	210	210
特定教育・保育施設(1歳)	283	283	283	283	283
特定教育・保育施設(2歳)	302	302	302	302	302
小規模保育事業	31	31	31	31	31
企業主導型保育施設	15	15	15	15	15
差異(②-①)	107	146	137	153	167

#### 【確保の方策】

<現状>

- 3号認定(保育認定)の利用施設として、認可保育所15園、幼保連携型認定こども園5園、幼稚園型認定こども園1園、小規模保育事業2園、企業主導型保育施設1園があります。
- 3号認定の受入れについては、認可保育所等の入所の弾力化により、各施設の面積基準・人員配置基準を確認した上で定員を超える児童の受入れを実施しています。
- 年度途中に待機児童が発生している状況です。

<令和7年度～11年度>

- 幼保連携型認定こども園等へ移行希望の特定教育・保育施設及び幼稚園等に対し、施設整備補助金の交付及び認可・認定に向けた支援を行います。
- 施設の老朽化等に伴う改築や大規模修繕等が必要となる場合には、施設整備補助金の交付等の支援を行います。
- 認可保育所・認定こども園に年度途中の児童の入所に対応できるよう年度当初からの保育士の配置が行えるよう支援していきます。

- 入所希望の状況を勘案しながら、育児休業後の入所がスムーズに行えるよう、受入れ時期を含め予約制の導入に向けた検討を行います。
- 乳児園卒園後の幼稚園、認定こども園、認可保育所等への移行がスムーズに行えるよう整備を図ります。
- 少子化が進む中、今後とも的確な教育・保育の必要量の把握に努め、3号認定の利用者数に見合う定員となるよう、各施設に対して利用定員の見直しを促します。
- 保育士確保のため国庫補助金等を活用した特定教育・保育施設への支援を行います。

## 基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支援します

### 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 利用者支援事業

##### 【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

##### 【確保の方策】

###### <現状>

- 利用者支援員を子育て支援課、こども家庭課の計2箇所に配置し、子育て支援に関する情報提供、適切なアドバイス等を行うことができています。また、利用者支援員と子育て支援センター職員との情報交換の場を設け、関係機関との連携体制を整え、保護者に寄り添った支援を行うことができています。
- 令和6年度から、こども家庭センター設置に伴い、母子保健型をこども家庭センター型へ移行して対応を続けています。

###### <令和7年度～11年度>

- 子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う利用者支援員を子育て支援課に継続して配置するよう予算措置を行います。
- 利用者支援員（子育て支援課）に対し、保護者への適正なアドバイスが行えるよう定期的に研修を実施します。
- 利用者支援員（子育て支援課、こども家庭課）と地域子育て支援センターがおやこ広場等を通して連携を図り、保護者の支援が切れ目なく行えるようにします。
- 関係機関と情報交換等を行い、迅速な保護者支援を行うように努めていきます。
- 関係機関と連携しながら、子育てをしている保護者だけでなく地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる体制を整えます。（重層的支援体制の整備）

## (2) 時間外保育（延長保育）事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	751	718	689	672	648
②確保提供総数	900	900	900	900	900
差異 (②-①)	149	182	211	228	252

### 【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所、認定こども園等市内 24 園全園で 11 時間を超えて延長保育を実施しています。
- 延長時間は保育標準時間 11 時間保育を超えて、8 園で 30 分間、1 園で 40 分間、15 園で 1 時間の延長保育を実施しています。

<令和7年度～11年度>

- 開所時間の範囲内において、利用者のニーズに対応した体制の整備に努めます。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,336	1,361	1,366	1,360	1,385
低学年	855	890	870	857	858
高学年	481	471	496	503	527
②確保提供総数（定員）	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622
差異（②－①）	286	261	256	262	237

#### 【確保の方策】

<現状>

- 現在 14 学区に 38 のクラブが設置されています。
- 市内の放課後児童クラブは、NPO法人、放課後児童クラブ運営委員会、社会福祉協議会などが設置・運営しています。

<令和7年度～11年度>

- 子育て世代の経済的負担軽減のため保育料無償化についても検討していきますが、学区によっては需要が高く待機児童が発生する可能性があることや、施設の老朽化、支援員の確保などの課題があることから、クラブの設置・運営者と協議しながら新規立ち上げも含め施設整備等の支援を進めます。
- 放課後児童クラブ職員の保育の質や専門性の向上を図るための研修を実施します。
- 広幡小学校・六郷小学校・塩井小学校を統合する（仮称）統合小学校の令和9年度の開校に合わせ、放課後児童クラブを整備します。
- 米沢市子ども・子育て会議では、これまで同様、教育委員会と福祉部局の推進課を事務局とし、総合的な放課後対策について協議を行います。

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライト事業））です。

#### ① ショートステイ事業

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	48	48	48	48	48
②確保提供総数	730	730	730	730	730
差異（②－①）	682	682	682	682	682

#### ② トワイライト事業

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	0	0	0	0	0
②確保提供総数	730	730	730	730	730
差異（②－①）	730	730	730	730	730

### 【確保の方策】

<現状>

- 児童養護施設興望館1箇所で開催しています。
- 施設の確保ができていることによって、緊急時の対応が可能となっています。

<令和7年度～11年度>

- 支援を必要とする人が、適切な支援を受けることができるよう、事業のPRに努めます。
- ひとり親等、支援を必要とする世帯に対し事業の利用促進を図ります。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	367	359	353	344	336
②確保提供総数	367	359	353	344	336
差異(②-①)	0	0	0	0	0
訪 問 率	100%	100%	100%	100%	100%

### 【確保の方策】

<現状>

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き助言等を行っています。
- 子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握に努め、継続した支援が必要なケースの発見に努めています。
- 地区の子育てに関わる組織との連携を行っています。

<令和7年度～11年度>

- 乳児家庭の孤立を防ぐため今後とも訪問率100%となるよう努めていきます。
- 支援が必要となる家庭に対して適切なサービスの提供、助言が行えるよう更なる事業の充実に努めます。
- 継続した支援を必要とする家庭に対して、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めます。

## (6) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### (要保護児童等の支援に資する事業)

#### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

単位：人

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者推計総数 (量の見込み)	119	119	119	119	119

#### 【確保の方策】

<現状>

- 養育の支援が必要な家庭に保健師、養育支援訪問員が訪問し子どもの保護者等に支援を行っています。
- 保健師と家庭児童相談員が情報を共有しながら、訪問するなど継続的な支援を行っています。
- 児童虐待の防止や要保護児童への支援のため、要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議、ケース検討会を開催し、支援ケースの検討を行っています。

<令和7年度～11年度>

- 乳児家庭全戸訪問等において養育支援を必要とする家庭等が認められる場合は、養育が適切に行われるよう、早期に居宅訪問を行い相談や指導助言等の体制の充実に努めます。
- ケース毎に関係機関との連携を図りながら、情報共有・対応の検討、継続した状況の確認を現在同様実施していきます。
- 見守り体制の強化や迅速な対応が行われるよう、今後とも関係機関との連携の強化を図っていきます。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	11,887	11,358	10,907	10,633	10,251
②確保提供総数	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
差異(②-①)	513	1,042	1,493	1,767	2,149
設置数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

### 【確保の方策】

<現状>

- 民間立保育所の併設の5箇所と、社会福祉協議会が旧窪田児童センターで運営する1箇所の計6箇所で実施しています。
- 保育士等が配置されており、気軽に相談できる体制が整えられています。
- 電話での相談体制も整っており、保護者の身近な育児支援者となっています。

<令和7年度～11年度>

- 気軽に相談できる窓口として、関係機関との連携を図りながら保護者等の育児負担の軽減に努めるとともに、切れ目のない子育て支援を行っていきます。
- 同年齢の子どもを持つ親(祖父母)との交流の場の提供を行っていきます。
- 地域とのつながりを深める事業を実施し、関係機関と連携しながら、子育てをしている保護者だけでなく地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる体制を整えます。(重層的支援体制の整備)

## (8) 一時預かり事業（幼稚園型・その他の一時預かり）

### 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園（在園児対象）、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### ① 幼稚園型

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	12,176	11,634	10,723	10,363	9,818
1号認定	599	575	528	514	488
新2号認定	11,577	11,059	10,195	9,849	9,330
②確保提供総数	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900
差異(②-①)	1,724	2,266	3,177	3,537	4,082

#### ② その他の一時預かり（認可保育所）

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	435	416	399	389	375
②確保提供総数	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
差異(②-①)	1,005	1,024	1,041	1,051	1,065

### 【確保の方策】

<現状>

- 認定こども園7園、新制度に移行した幼稚園2園で、1号認定の在園児等を対象に一時預かりや長期休暇時の預かりを行っています。
- 不定期な就労や緊急時の預かりの居場所として認可保育所2園で一時預かり事業を実施しています。

<令和7年度～11年度>

- 保育を必要とする2号認定の受入れを実施している幼稚園に対し、預かり保育事業の補助を実施していきます。
- 多様な保護者のニーズに対応できるよう努めます。

## (9) 病児保育事業

### 【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する「病児対応型」、看護師を配置した保育所等において在園児対象で実施している「体調不良児対応型」及び「ファミリー・サポート・センター病児対応」の事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	2,683	2,563	2,462	2,400	2,314
病児対応型	237	226	217	212	204
体調不良児対応型	2,443	2,334	2,242	2,185	2,107
ファミリーサポートセンター病児対応	3	3	3	3	3
②確保提供総数	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563
病児対応型	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
体調不良児対応型	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
ファミリーサポートセンター病児対応	3	3	3	3	3
差異(②-①)	1,880	2,000	2,101	2,163	2,249

### 【確保の方策】

<現状>

- 認可保育所2園に病児保育室を併設し「病児対応型」を実施しています。
- 認可保育所10園と認定こども園3園で、看護師(准看護師含む)を配置し、在園児を対象に「体調不良児対応型」を実施しています。
- ファミリー・サポート・センターにおいて病児対応のための研修を受けた協力会員による病児対応を実施しています。

<令和7年度～11年度>

- 病児保育を必要とする世帯に対し、事業の周知に努めていきます。
- 病児保育担当職員の質の向上が図られるよう支援します。
- 指導医と連携強化を図りながら、病児保育事業の円滑な運営を支援していきます。

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（協力会員）とその両方を希望する者（両方会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	217	207	199	191	185
②確保提供総数	300	300	300	300	300
差異（②-①）	83	93	101	109	115

### 【確保の方策】

<現状>

- 市の委託を受けた社会福祉法人が運営しています。
- 保護者の多様なニーズに対応し、支援を行っています。
- 会員間の親睦が図れるよう、様々な講座を実施しています。
- 支援を行う会員への研修を実施し、質の向上に努めています。

<令和7年度～11年度>

- 事業の周知を行うとともに、今後とも協力会員の増加に努めます。
- 様々な保育ニーズに応じた対応が可能となるよう、サービス内容の拡充に努めます。
- 保護者との十分な信頼関係が築けるよう、利用調整体制の充実を図ります。

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者推計総数 (量の見込み)	7,707	7,539	7,413	7,224	7,056

### 【確保の方策】

<現状>

○母子健康手帳交付時に妊婦健康診査票を交付し、以下の項目について公費助成を行っています。

公費負担限度上限額

- ・妊婦一般健康診査（初回） 10,000円
- ・妊婦一般健康診査（2回目～14回目） 5,000円
- ・HTLV-1抗体検査 2,290円
- ・子宮頸がん検診 3,400円
- ・性器クラミジア抗原検査 2,100円
- ・超音波健康診査（初回） 5,300円
- ・超音波健康診査（2回目～4回目） 4,770円

○山形県医師会との委託契約により実施しています。

○妊婦健康診査の徹底を図り、妊婦の健康管理に努めます。

<令和7年度～11年度>

○低体重児出産の減少を図るため、妊娠届出時は保健師や助産師が対応し、妊娠期に必要な栄養や休息、たばこの有害性などをパンフレット等を用いて啓発します。

○定期的な妊婦健診を公費助成することで、経済的支援を継続します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

単位：世帯数

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者推計総数 (量の見込み)	20	20	20	20	20

### 【確保の方策】

<現状>

○生活保護世帯への経済的支援が講じられています。

<令和7年度～11年度>

○生活保護世帯の保護者の申請により、実費として特定教育・保育施設等に対して支払った費用の内教材費や行事費等についてその費用の一部を助成します。

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### (認定こども園特別支援教育・保育経費)

##### 【事業概要】

多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業です。

単位：件

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者推計総数 (量の見込み)	1	1	1	1	1

##### 【確保の方策】

<現状>

○本事業については、要件を満たす施設（1園に1号認定として2人以上の障がい児の利用）がなかったことから、第2期計画期間の実提供数は0件でした。

<令和7年度～11年度>

○私立の認定こども園において、特別児童扶養手当等の対象者となる子どもを集団活動の中で教育・保育を行う上で、特別な支援を必要とする場合で、必要な職員等の加配を行った場合などその費用の一部を補助します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

### 【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

- 「米沢市多胎児子育て支援事業」(子育て支援課)  
多胎児のお子さんが生まれて支援を希望する家庭に訪問支援員を派遣して家事・育児の支援を行い、保護者の精神的・肉体的負担を軽減します。
- 「子育て世帯訪問支援事業」(こども家庭課)  
家事、育児に対して不安や負担を抱え、支援が必要と判断された家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援を行います。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	375	367	359	351	344
②確保提供総数	383	383	383	383	383
差異(②-①)	8	16	24	32	39

### 【確保の方策】

<令和7年度～11年度>

- NPO法人等への委託により、支援を進めていきます。
- 支援を必要とする家庭が、適切な支援を受けることができるよう、事業の利用促進を図ります。

## (15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

### 【事業概要】

妊婦やその配偶者に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

経済的支援である「妊婦のための支援給付（妊娠届後および出産後にそれぞれ5万円給付するもの）」と一体的に行うことで、妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援するものです。

単位：回

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	1,101	1,077	1,059	1,032	1,008
②確保提供総数	1,101	1,077	1,059	1,032	1,008
差異(②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

<令和7年度～11年度>

- こども家庭センター（こども家庭課）の保健師等が、妊娠届出時・妊娠7か月時・出産後の計3回、面談やアンケート、子育てサポートガイド手交により一貫して身近で相談に応じ、継続的な情報発信を行うとともに必要な支援に繋がります。

## (16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

### 【事業概要】

保護者の就労の有無などを問わず、保育所等を利用していない生後6ヵ月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用できる事業です。

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、令和8年度からは新たな給付事業として位置づけられます。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	—	132	132	132	120
②確保提供総数	—	146	137	153	167
差異(②-①)	—	14	5	21	47

### 【確保の方策】

<令和7年度～11年度>

○令和7年度は自治体の判断において実施され、令和8年度から全国の自治体で実施されることとなっており、本市は令和8年度から実施します。実施に向けて、施設と協議しながら受け入れ体制を整えます。

## (17) 産後ケア事業【新規】

### 【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日

	推 計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	150	147	152	149	145
短期入所型	106	103	102	99	97
居宅訪問型	5	5	6	6	6
通所型	39	39	44	44	42
②確保提供総数	156	156	156	156	156
短期入所型	106	106	106	106	106
居宅訪問型	6	6	6	6	6
通所型	44	44	44	44	44
差異(②-①)	6	9	4	7	11

### 【確保の方策】

<令和7年度～11年度>

- 出産医療機関、助産院等への委託により、出産医療機関に宿泊し産後のケアを受けることができる「宿泊（短期入所）型」、助産師が家庭に訪問し産後ケアを行う「訪問（居宅訪問）型」、助産院や医療機関で育児相談や母乳育児指導を受けることができる「通所型」の支援を行う体制を整えます。

## 2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

「子育てのための施設等利用給付制度」の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等の向上に努めます。

## 基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します

### (1) 家庭と地域の教育力の向上

#### 【現状と課題】

核家族化が進む現状において、子育て家庭の孤立化を招かないよう、地域のつながりを活かした交流や多様な体験など、地域ぐるみで子育てに取り組む環境づくりが求められています。また、母親の就労率が約9割と高い状況であることから、父親の子育て参加を促すための支援の充実を図る必要があります。

#### 【今後の施策】

中央公民館や各地区コミュニティセンター等において、親や地域住民が家庭教育について学んだり、子どもが地域の文化や行事に親しんだりする機会を提供していきます。また、父親を対象とした講座や男女が共に行う子育ての奨励等を行っていきます。

#### 地域における伝統行事や季節行事の開催の推奨（継続）

推進課	コミュニティ推進課
-----	-----------

各地区コミュニティセンターや子ども会・子どもの健全育成を図るNPO法人などの団体で行う伝統行事や季節行事の開催を奨励します。

#### 地域で培われた文化の子どもたちへの伝承の促進（継続）

推進課	コミュニティ推進課、社会教育文化課
-----	-------------------

地域住民が主体となって、地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染物などの伝承文化、生活体験や暮らしの知恵などを子どもたちに伝承するよう促進します。

#### 地域コミュニティセンター等を中心とした子育てサポートの体制づくり（継続）

推進課	コミュニティ推進課
-----	-----------

各地区コミュニティセンターや地区の団体等が行う子育てに関する事業を推奨するとともに、地域の子育て世代が相互に交流を図ることや子育て経験者との交流を図ることを促します。

#### 親子のふれあいイベントの開催（継続）

推進課	社会教育文化課
-----	---------

子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して共に語り楽しめる行事やイベントを開催します。

ライフプランニング支援事業（継続）	
推進課	社会教育文化課
<p>家庭教育の講座を開催することで、家庭の教育力を高めるとともに、ライフプランについての意識を醸成し、人生の各段階について話し合い、相談ができる機会を提供します。</p>	

父親の子育て参加支援（継続）	
推進課	社会教育文化課
<p>家庭における父親の役割や家庭でのあり方等を考えるきっかけづくりをするため、父親が参加しやすい内容の講座等を開催するとともに、母親対象の講座等においても父親の子育て参加の意義について学ぶ機会を設けます。</p> <p>また、父親の子育て参加を促進するための啓発活動に努めます。</p>	

食育イベント・展示の開催（新規）	
推進課	健康課
<p>家庭・地域での望ましい食生活の推進、食の安全・安心の確立、食文化・和食文化の継承のために、食育月間（6月）に庁内外の食育を推進している関係機関・団体と協働し、親子等で楽しく学べるクイズやゲームを交えた食育イベント・展示を開催し、食育の関心を高めます。</p>	

## （2）母と子の健康促進（健やか親子21）

### 【現状と課題】

妊産婦の心やからだに対する不安を取り除き、安心して出産や育児ができるように、夫や家族、地域の人々や母子保健に携わる関係者などが温かく見守ることが大切です。そのため、妊娠初期から保健師が関わり妊婦の支援を行っています。また、乳幼児の健診等を通じ、その家族への相談等の支援や、発達の遅れや障がいの疑いがある児童の早期発見に努めており、専門機関での療育や保育所などでの受け入れを実施しています。

親と子が共に健康で生活できるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を図り、多様なニーズに応えながら切れ目のない支援を進めることが必要です。

### 【今後の施策】

母子健康手帳の交付時や各種の乳幼児健診など、早くから母子と関わることにより、母子の健康促進に努めます。また、あらゆる機会を通して、必要とする子育て支援に関する情報の提供を行い、各月齢に合わせた育児支援を行なっていきます。

また、多胎児出産世帯への支援や障がいをもつ児童の保育所等の入所を今後とも継続していきます。

妊産婦への支援（継続）	
推進課	こども家庭課
<p>母子健康手帳交付時の保健師等との面談から伴走型の相談支援を開始し関係機関と連携を図りながら切れ目なく支援します。</p> <p>また、産後ケア事業の拡充を行います。（再掲）</p>	

乳幼児期の育児支援（継続）	
推進課	こども家庭課、健康課
<p>○乳幼児の適切な時期に必要な各種健診の充実を図り、発育と発達・疾病の早期発見・保健指導・栄養指導を行い母子の健康支援に努めます。</p> <p>○子育て中の方々が健診を受診しやすくなるように、小学生未満のお子さんを対象にした託児付きレディース健診を実施し健康づくりを支援します。</p> <p>○母子保健に関する適切な情報を様々な機会を通じ提供し、安心して育児に取り組めるように支援します。</p> <p>○乳幼児健診や教室、相談事業等で親が感じている子どもの「育てにくさ」や不適切な養育環境の家庭については、寄り添った支援を行うとともに、必要時、専門機関等に結び付けられるような関わりを行います。</p>	

多胎児出産世帯に対する子育て支援の推進（継続）	
推進課	子育て支援課
<p>地域子ども・子育て支援事業の「子育て世帯訪問支援事業」に移行して実施します。</p>	

障がい児の保育所等への入所支援（継続）	
推進課	子育て支援課
<p>保育を必要とする家庭における障がいをもつ児童の保育所等の受け入れを継続実施し、障がいをもつ児童を受け入れた保育所等に対し、適切な集団保育における支援が行えるよう保育士の配置のための支援を実施していきます。</p>	

医療的ケア児に対する支援（継続）	
推進課	社会福祉課、子育て支援課
<p>○児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用により、日常生活能力の向上や社会との交流を促進するとともに、家族の負担軽減を図ります。</p> <p>○地域自立支援協議会を開催し、情報の共有や連携体制の構築を図り、課題解決に努めます。</p> <p>○県主催の「置賜地域医療的ケア児支援連絡会」に参加することにより、情報の共有と連携体制の構築を図ります。</p> <p>○保育を必要とする医療的ケア児に対して、公立保育所において安全に受け入れを行えるよう適切な保育環境を整えます。</p>	

### （３）子育てにかかる経済的負担の軽減

#### 【現状と課題】

今回のアンケート調査で、子どもは3人以上欲しいが経済的理由で1人か2人までしか育てられないという声が前回の調査に引き続き多くありました。また、アンケート調査の自由意見において、就学前児童、小学生ともに「経済的負担」についての意見が最も多い結果となっています。

子育てにかかる経済的負担への支援として、本市では、これまでも子育て支援医療給付や第3子以降の保育料（副食費）の負担軽減を段階的に拡充して実施してきましたが、物価高騰による市民生活への影響が長期化する中で、安心して生み育てられる環境整備の一環として、より手厚い経済的支援を行う必要があります。

#### 【今後の施策】

子育て世帯の医療費や、多子世帯に対する保育所及び認定こども園などの施設給付対象施設を利用した場合の経済的負担を軽減する事業を継続して実施します。また、小中学校の給食費の無償化や放課後児童クラブの利用料の無償化及び妊婦に対する支援給付（令和6年度までは出産・子育て応援事業）により、さらなる経済的負担軽減を図ります。

子育て世帯の医療費の無償化（継続）	
推進課	子育て支援課
<p>0歳から高校生等（18歳到達後の最初の3月31日）までの医療費を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	

<b>多子世帯の保育料（副食費）の無償化（継続）</b>	
推進課	子育て支援課
<p>同一生計の最も年長から数えて、第3子以降が認可保育所や認定こども園などの施設給付対象施設に入所している場合、保育料（副食費）を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>その他、認可外保育所、幼稚園に入所している多子世帯についても、国・県の補助等を活用した支援を行います。</p>	

<b>小中学校給食費の無償化（新規：令和6年度から実施）</b>	
推進課	学校教育課
<p>小中学校の給食費を無償とし、義務教育課程の経済的負担の軽減を図ります。</p>	

<b>放課後児童クラブ利用料無償化（新規）</b>	
推進課	子育て支援課
<p>共働きの子育て世代を応援するため、放課後児童クラブの利用料の無償化の実施に向け制度設計を行います。</p>	

<b>妊婦のための支援給付（新規）（旧 出産・子育て応援事業）</b>	
推進課	こども家庭課
<p>妊娠届出時と出産後に、妊婦等に対し現金を給付し経済的支援を行います。</p>	

#### **（４）屋内の遊び場における子育て支援**

##### **【現状と課題】**

豪雪地帯の本市において、冬期間でも子どもが遊ぶことができる屋内の遊び場への要望が多くあり、令和元年度にすこやかセンタープレイルーム内に就学前児童を対象とした、木のぬくもりを感じることができる「もくいくひろば」を開設しました。合わせて育児や健康に関する相談を行っています。また、ボランティアによる読み聞かせも定期的に行われています。

また、前回のアンケート調査で強い要望のあった屋内遊戯施設をアクティー米沢の改修工事により整備し、「くても」の愛称で令和5年10月に開館しました。遊び場としての機能のほか、親子で楽しめる自主事業やイベント等を開催し、学びの場、交流の場にもなっています。また、気軽に子育てに関する相談ができる体制も整えています。

## 【今後の施策】

利用者のニーズに応えながら、就学前児童を対象とした「もくいくひろば」、小学生までを対象とした屋内遊戯施設「くても」において、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

もくいくひろばにおける子育て支援（継続）	
推進課	健康課、こども家庭課
就学前児童が、木とふれあい、木のぬくもりを感じながら成長できるよう木製の大型遊具や木製遊具を配置した「もくいくひろば」をすこやかセンター内に整備しています。また、育児や健康に関する相談を行い、子育て支援の充実を図ります。	

屋内遊戯施設「くても」における子育て支援（新規）	
推進課	子育て支援課
アクティーマイズを改修し、天候に関係なく、子どもが思い切り体を動かすことができる屋内遊戯施設「くても」を整備しました。また、自主事業やイベント等の開催により親子の学びや交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を整え、子育て支援の充実を図ります。	

## （５）子育てに関する情報発信

### 【現状と課題】

子育てに関する情報については、市ホームページや SNS のほか子育て支援アプリを活用して発信していますが、今回のアンケート調査における米沢市の子育て支援施策の評価では、「子育てに関する多様な情報発信」への評価が低い結果となっています。また、子育て支援事業の不定期な利用や宿泊を伴う事業の利用に関するアンケート結果では、利用しなかった理由が「利用方法がわからない」「利用料がわからない」など改めて周知を必要とするケースがみられました。このことから、子育て世帯が必要とする情報発信をさらに充実していく必要があります。

### 【今後の施策】

ニーズをとらえた情報発信に努め、プッシュ型の情報発信ができる子育て支援アプリの登録を促進するとともに活用を強化し、子育て世帯が必要とする情報発信の充実を図ります。

子育てに関する情報発信の充実（新規）	
推進課	子育て支援課
子育て支援アプリの登録促進や活用を強化し、子育て世帯が必要とする情報発信の充実を図ります。	

## 基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します

### (1) 子育てと仕事の両立支援

#### 【現状と課題】

アンケート調査では、父母ともに子育てを行っている家庭が約半数を占めているものの、母親の約9割が就労しており、未就労者の就労意欲についても高いことから、今後とも子育てと仕事の両立支援の充実を図る必要があります。

#### 【今後の施策】

企業の子育て世帯に対する理解を深めるための啓発活動を実施し、また、企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を支援します。また、育児休業明けに合わせた保育所への入所予約制度についても検討していきます。

職場環境づくりの啓発（継続）	
推進課	商工課
国の認定制度である「えるぼし認定」や「くるみん認定」、県の認定制度である「やまがたスマイル企業認定」の取得を啓発し、企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を促進します。また、育児休業制度や子供の看護休暇制度などの取得がしやすい職場づくりを支援していきます。	

再就職に向けての情報提供（継続）	
推進課	商工課
再就職支援に向けた職業訓練やカウンセリングの実施などについて、ハローワークと連携して、市民に適切な情報を提供します。	

再雇用制度の普及啓発（継続）	
推進課	商工課
出産や育児による離職者のための再雇用制度について、国や県と連携しながら事業所に対し啓発を行います。	

家庭内就労紹介窓口の充実（継続）	
推進課	商工課
相談員による子育て家庭に対する内職の相談や紹介などを実施し、在宅ワーク希望者への情報提供などを行います。	

育児休業明け入所予約制度導入の検討（継続）	
推進課	子育て支援課
育児休業期間の終了による職場復帰に合わせた保育所等への入所を可能にする予約制度の導入について検討します。	

## 第5章 計画の推進

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の進行管理と評価

この計画の推進にあたっては、各事業の進捗状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。

この計画で定めた事業見込量が実際の状況と大きくかい離した場合等は、必要に応じて計画期間中に計画の見直しを行います。

点検・評価及び本計画の見直しに関しては、「米沢市子ども・子育て会議」で審議を行います。

### 2 計画の推進体制

この計画を円滑に効果的に推進するために、事務局を設置します。事務局は、この計画に関連する部署の職員で構成し、子育て支援担当部署を事務局とし連携を図ります。

<計画推進に係る合議制機関>

①子ども・子育て会議	②次世代育成支援 対策地域協議会
※ 次世代育成支援計画から継承した事業及び新・放課後子ども総合プランで取り組んできた内容に係る事業についても審議するため、①が②の機能を併せ持つ。	

<計画推進体制>

子ども・子育て会議事務局				
健康福祉部 健康福祉部子育て支援課／健康福祉部こども家庭課 教育委員会 教育管理部社会教育文化課／教育指導部学校教育課				
子ども・子育て 基本的支援 推進課	新・放課後子ども 総合プラン 事業 推進課	地域と家庭 の教育対策 推進課	母と子の 健康促進 推進課	仕事と家庭の 両立支援対策 推進課
子育て支援課 こども家庭課	子育て支援課 教育総務課 社会教育文化課 学校教育課	社会教育文化課 コミュニティ推進課	社会福祉課 子育て支援課 こども家庭課 健康課	子育て支援課 商工課
※ 事業は、推進課の責任において推進する。				
※ 推進課において、他部局等との連携の必要があると判断した場合、子ども・子育て会議事務局にその連携に係る支援等を要請する。				

# 資料編

## 0歳～17歳の将来人口の推計

下表は本市の令和7年から令和11年までの0歳～17歳人口の推計です。

本市の住民基本台帳に基づく人口を利用し、「コーホート変化率法\*」により推計しています。

### 〔年度別人口推計〕

各年度4月1日基準（単位：人）

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	367	359	353	344	336
1歳	351	374	366	359	350
2歳	421	349	372	363	357
3歳	399	415	343	366	358
4歳	434	391	406	336	358
5歳	454	430	386	402	333
6歳	465	455	430	387	403
7歳	523	460	450	425	383
8歳	461	520	458	448	423
9歳	524	463	522	460	450
10歳	536	520	461	518	456
11歳	597	535	520	459	517
12歳	579	592	530	516	456
13歳	663	577	590	529	514
14歳	668	663	578	590	529
15歳	623	663	658	573	586
16歳	702	619	658	652	569
17歳	683	702	620	659	654
合計	9,450	9,087	8,701	8,386	8,032

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回のように比較的近い将来にも特殊な人口変動が予想されない状況であることから、比較的簡便なこの方法を採用しました。

## 子ども・子育て支援 制度の概要

平成24年8月、日本のよりよい子ども・子育て支援を目指し「子ども・子育て支援法」ができました。この法律と関連する法律（子ども・子育て関連3法）に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域の子育て支援の充実を目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

令和元年5月、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども、および、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化されました。また、「子どものための施設等利用給付」が創設され、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援がスタートしました。

### ◎子ども・子育て関連3法※

※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

#### ○趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

#### ○主なポイント

- I. 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- II. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- III. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

### ◎幼児教育・保育の無償化

#### ○趣旨

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

#### ○主なポイント

- I. 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども、及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化
- II. 幼稚園や認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」の創設（保育の必要性の認定を受けた3歳から5歳までの子ども、及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が対象）
- III. 障害児の発達支援事業を利用する就学前の子どもの利用料を無償化

# 子ども・子育て支援給付



## ◎制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育給付事業等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付は、施設型給付、地域型保育給付、施設等利用給付に分かれます。



### 施設型給付

認定こども園（4類型）、幼稚園、保育所を対象とした財政支援

認定こども園※1 0～5歳

幼保連携型※

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

※幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施します。

幼稚園※2 3～5歳

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

保育所※3 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

### 地域型保育給付

小規模保育※4

家庭的保育※5

居宅訪問型保育※6

事業所内保育※7

※いずれも原則 0～2歳

### 施設等利用給付

認定こども園※1

幼稚園※2

特別支援学校※8

認可外保育施設※9

預かり保育事業※10

一時預かり事業※11

病児保育事業※12

ファミリー・サポート・センター事業※13

### 児童手当（※14）

※ 1 3歳未満児については保育を行い、満3歳以上からは教育と保育を一体的に行う。

※ 2 県の認可を受け満3歳以上のお子さんに教育を行う。

※ 3 県の認可を受け保育を必要とする0歳～5歳のお子さんに保護者のかわりに保育を行う。

※ 4 利用定員6人以上19人以下で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。

- ※ 5 利用定員5人以下で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
- ※ 6 障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合など保護者の自宅において1対1で保育を行う。
- ※ 7 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子ども（地域枠）と一緒に保育する。
- ※ 8 障がい者や病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。
- ※ 9 市の認可を受け保育を必要とする0歳～5歳のお子さんに保護者のかわりに保育を行う。
- ※10 教育時間の前後や長期休暇等に預かりを行う。
- ※11 保護者のパート就労、冠婚葬祭への出席等の理由より家庭での保育が一時的にできなくなった場合に預かりを行う。
- ※12 子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者の就労等の理由のより家庭での保育が困難な場合預かりを行う。
- ※13 子育てをお手伝いしたい人と子育てのお手伝いをして欲しい人が会員になり、地域の中で助け合う。
- ※14 0歳から高校生年代の児童を養育している方に支給する手当。子どもの年齢、子どもの数によって支給額が異なる。



## ◎保育の必要性の認定

子ども・子育て支援給付を受ける施設（認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、保育所、小規模保育事業、私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等）を利用し給付を受けるにあたって、給付認定が必要となります。

### ◆認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間の区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の 小学校就学前 子ども	なし	●教育標準時間	・施設型給付を受ける幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の 小学校就学前 子ども	あり	●保育標準時間 ●保育短時間	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満の 小学校就学前 子ども	あり	●保育標準時間 ●保育短時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

新1号認定	満3歳以上の 小学校就学前 子ども	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私学助成を受ける幼稚園</li> <li>・特別支援学校等</li> </ul>
新2号認定	満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・施設型給付を受ける幼稚園</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・認可外保育施設</li> <li>・預かり保育事業</li> </ul>
新3号認定	満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> </ul>

## ◎保育の必要性の認定基準

### 1 保育を必要とする事由

- 就労等
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居家族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他市町村が認める場合



### 2 保育の区分

- **保育標準時間**  
主にフルタイム就労（月120時間以上）を想定した利用時間（最長11時間）
- **保育短時間**  
主にパートタイム就労（月48時間以上120時間未満）を想定した利用時間（最長8時間）

## 地域子ども・子育て支援事業



子ども・子育て支援法で定められた、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

事業名	概要
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養育等事業(トワイライトステイ事業))

事業名	概要
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b> (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
<b>一時預かり事業</b>	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
<b>延長保育事業</b>	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
<b>病児保育事業</b>	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
<b>放課後児童クラブ</b> (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
<b>実費徴収に係る補足給付を行う事業</b>	保護者の世帯所得等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
<b>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</b> (認定こども園特別支援教育・保育経費)	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会拡大を図る事業
<b>子育て世帯訪問支援事業</b>	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業

---

**妊婦等包括相談支援事業**

妊婦やその配偶者に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業

---

**乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度)**

保護者の就労の有無などを問わず、保育所等を利用していない生後6ヵ月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用できる事業  
※令和7年度のみ地域・子ども子育て支援事業の一つとして位置づけられ、令和8年度からは新たな給付事業として位置づけられる。

---

**産後ケア事業**

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

---

**児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

---

**親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業

---



(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、米沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令6条例27・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理し、市長に意見を述べるものとする。

（令6条例27・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月20日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度 米沢市子ども・子育て会議委員

令和5年11月1日から

役職	氏名	所属団体等	備考
会長	阿部 宏慈	学識経験者	
副会長	遠藤 誠	幼稚園・認定こども園代表 (米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会)	
委員	佐々木正乗	認可保育所代表 (米沢市保育会)	
委員	寒河江直子	認可外保育所代表	
委員	小池 直人	小学校代表 (米沢市小学校長会)	
委員	船山 由紀	企業主導型事業所内保育所代表	
委員	高橋 仁志	放課後児童クラブ代表 (米沢市学童保育連絡協議会)	
委員	伊藤 嘉洋	認可保育所入所児保護者 (米沢市保育園保護者連合会)	
委員	藤澤 恵	認可外保育所入所児保護者	
委員	栗田こずえ	幼稚園・認定こども園保護者 (米沢市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会)	
委員	佐藤 真耶	小学生保護者 (米沢市PTA連合会)	
委員	鈴木 恵	放課後児童クラブ入所児保護者 (米沢市学童保育連絡協議会)	
委員	聖山 香順	子育て支援者代表 (子育て支援センター)	
委員	枝松 純一	一般公募	
委員	鈴木 舞子	一般公募	

(敬称略)

令和5年度 会議内容等

第1回 令和6年1月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議の公開・非公開について</li> <li>2 会議録を開示の請求の対象とすることについて</li> <li>3 子ども・子育て会議について</li> <li>4 令和4年度子ども・子育て支援事業の実施状況について</li> </ol>
第2回 令和6年3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度子ども・子育て支援事業の実施状況について</li> <li>2 令和5年度子どもを取り巻く環境について</li> <li>3 特定教育・保育施設等の利用定員の変更について</li> <li>4 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> <li>5 令和6年度保育所等入所申込み状況について</li> </ol>

令和6年度 米沢市子ども・子育て会議委員

役職	氏名	所属団体等	備考
会長	阿部 宏慈	学識経験者	
副会長	遠藤 誠	幼稚園・認定こども園代表 (米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会)	
委員	佐々木正乗	認可保育所代表 (米沢市保育会)	
委員	寒河江直子	認可外保育所代表	
委員	小池 直人	小学校代表 (米沢市小学校長会)	
委員	船山 由紀	企業主導型事業所内保育所代表	
委員	高橋 仁志	放課後児童クラブ代表 (米沢市学童保育連絡協議会)	任期:R6. 8. 31 まで
	渡邊 剛		任期:R6. 9. 1 から
委員	伊藤 嘉洋	認可保育所入所児保護者 (米沢市保育園保護者連合会)	
委員	藤澤 恵	認可外保育所入所児保護者	任期:R6. 11. 19 まで
	熊野 仁人		任期:R6. 11. 20 から
委員	栗田こずえ	幼稚園・認定こども園保護者 (米沢市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会)	
委員	佐藤 真耶	小学生保護者 (米沢市PTA連合会)	
委員	鈴木 恵	放課後児童クラブ入所児保護者 (米沢市学童保育連絡協議会)	
委員	武田 朱美	子育て支援者代表 (子育て支援センター)	
委員	枝松 純一	一般公募	
委員	鈴木 舞子	一般公募	

(敬称略)

令和6年度 会議内容等

第1回 令和6年11月	<ol style="list-style-type: none"> <li>第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果報告</li> <li>令和5年度子ども・子育て支援事業の実施状況について</li> <li>令和6年度子どもを取り巻く環境について</li> <li>第3期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みについて</li> </ol>
第2回 令和6年12月	<ol style="list-style-type: none"> <li>第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画(案)について</li> </ol>
第3回 令和7年3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画(案)に係るパブリック・コメントの結果について</li> <li>特定教育・保育施設等の利用定員の変更について</li> <li>令和7年度保育所等入所申込み状況について</li> </ol>

※令和6年4月に書面開催(メールによる)により実施

(第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の項目について)

---

**第3期米沢市子ども・子育て支援事業計画**  
**(令和7年度～令和11年度)**

---

発行日 令和7年3月

編集 米沢市健康福祉部子育て支援課

発行 米 沢 市

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号

TEL 0238-22-5111

---



子どもの笑顔が輝くまち

はぐくみのさと米沢



米沢市直江兼続マスコットキャラクター「かねたん」